

行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 9 日（金）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

3 月 1 1 日から始まった常任委員会も、いよいよ今日で最後となります。できる限りスムーズにいきたいと思います。

また、なお報告事項のほうで、この議案審査が終わってから、市民サービス課、安積幼稚園のこと、それから防災危機管理課についてはこの前、三鬼孝之委員さんから御指摘のあった各消防団の報告と、それと政策調整課からは、野球場の代替地について、それと教育総務課、幼児教育の在り方についての 4 件のその他事項が残っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、早速ですが、水道部所管の議案第 2 0 号、令和 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決についての説明をお願いいたします。

○佐野水道部長 おはようございます。水道部です。

それでは議案第 2 0 号、令和 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

それでは、よろしいですか、通知をお願いいたします。いいですか。

まず 1 ページのほうを御覧ください。

まず、1 ページの第 1 条、令和 2 年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

その下の第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。

（2）で、年間総給水量、既決予定量が 3 4 8 万 9 , 5 5 8 立方メートルに対し、補正予定量は 6 万 8 , 7 4 0 立方メートルの増量で、予定量 3 5 5 万 8 , 2 9 8 立方メートルとし、（3）1 日平均給水量、既決予定量 9 , 5 6 0 立方メートルに対し、補正予定量は 1 8 9 立方メートルの増量で、予定量 9 , 7 4 9 立方メートルとするものでございます。

次に、第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 1 , 3 0 9 万 7 , 0 0 0 円に対しまして、

補正予定額は322万5,000円の増額で予定額を5億1,632万2,000円とするものでございます。内訳といたしましては、第1項営業収益を3,356万5,000円減額補正し、予定額を4億4,639万3,000円に、第2項営業外収益を3,679万円増額補正し、予定額を6,992万5,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用既決予定額5億1,304万8,000円に対し、補正予定額は995万8,000円の減額で、予定額を5億309万円とするものでございます。内訳は第1項営業費用812万9,000円減額補正し、予定額を4億3,757万1,000円に、第2項営業外費用を182万9,000円減額補正し、予定額を6,501万6,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、予算第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

収入の第1款資本的収入、既決予定額7,295万9,000円に対しまして、補正予定額は971万2,000円減額で、予定額を6,324万7,000円とするものでございます。内訳としましては、第1項給水加入金を23万1,000円増額補正し、予定額を154万円に、第2項負担金を4万3,000円減額補正し、予定額を340万7,000円に、第3項企業債を990万円減額補正し、予定額を5,830万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出既決予定額3億2,087万円に対しまして、補正予定額を690万4,000円減額で、予定額が3億1,396万6,000円といたします。内訳は、第1項建設改良費、これを690万4,000円減額補正し、予定額を7,946万円とするものでございます。

補填内容の変更につきましては、資本的収入額、資本的支出額に対し不足する額2億5,071万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額708万3,000円、当年度分損益勘定留保金1億9,698万円、減債積立金4,665万6,000円を補填するものとするということに改めるものでございます。

続きまして、2ページのほうを御覧ください。企業債の部分です。

第5条、予算第5条、企業債を次のとおり補正いたします。

上水道配水管布設替事業の限度額1,530万円を310万円減額し、1,220万円とします。それと簡易水道配水管布設替事業の限度額3,480万円を680万円減額し、2,800万円とするもので、起債の目的方法、利率及び償還の方法については、変更はございません。

次に、第6条、予算第9条簡易水道事業に係る企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。

既決予定額が1,317万7,000円、これを7万1,000円減額補正し、予定額を1,310万6,000円といたします。

続きまして3ページの補正予算説明書のほうを御覧ください。

収益的収入及び支出の、まず、収入の部分ですが、第1項営業収益において、3,356万5,000円減額補正するものでございますが、これは第1目の給水収益を基本料の料金の減免による4,002万3,000円の減額と、使用量増加による増額の相殺によりまして、3,351万7,000円減額補正するもの、これと、第3目他会計負担金を、墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の減額によりまして、4万8,000円減額補正するものでございます。

第2項の営業外収益は3,679万円の増額するものでございますが、これは、第1目受取利息及び配当金で預金利息8万8,000円の増額と、第2目他会計補助金3,631万3,000円の増額は、基本料金減免による税抜き分の3,638万4,000円、これを一般会計補助金が主なものでございます。第5目雑収益の増額は、保険金収入でございます。

次に、支出でございますが、第1項営業費用において812万9,000円を減額補正するものですが、これは、第1目原水及び浄水費と第2目配水及び給水費においては、委託料の減は入札差金、動力費のほうは実績により減額補正するものでございます。第4目の業務費と第5目総係費においては、それぞれの実績に応じて、減額補正するものです。

次に、第2項営業外費用では、182万9,000円の減額補正となるものですが、これは第1目支払い利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息17万1,000円を減額補正、第3目消費税及び地方消費税を165万8,000円減額補正するものでございます。

続きまして、4ページのほうを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明します。

まず収入であります。第1項給水加入金を23万1,000円増額するものでございます。第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金4万3,000円の減額ですが、これは配水管布設替えに伴う消火栓設置費用の減額によるものでございます。第3項企業債990万円の減額につきましては、上水道企業債及び簡易水道企業債の減額によるものです。

続いて、その下の支出でございます。

第1項建設改良費においては、690万4,000円を減額するものであります。第1目固定資産購入費、第2目上水道施設整備費及び第3目簡易水道施設整備費をそれぞれ実績によりまして減額するものでございます。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書、こちらを御覧ください。

今回の補正により、1、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が569万5,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる4、資金減少額は4,285万2,000円となり、5、資金期首残高7億4,433万円から差し引いた6、資金期末残高は7億147万8,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いいたします。

1の営業収益以下各項目には補正額が反映されまして、当年度純利益は補正前と比べ、1,383万円増額の569万5,000円となりました。

次に、7ページから予定貸借対照表でございます。この補正予算におきまして資産の部では、資産合計は56億7,542万円となります。

次、8ページの負債の部でございますけれども、こちらの負債合計は30億4,197万5,000円となります。

そして9ページの資本の部では、上の資本金といたしまして、19億8,905万5,000円。これに剰余金として、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせた剰余金合計が6億4,439万円。これを加えた、資本合計は26億3,344万5,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は、56億7,542万円となり、7ページの資産合計と同額となっております。

最後に、10ページと11ページには、会計処理の基準及び手続を注記として明示をさせていただいております。

以上で、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

令和2年度の最終補正予算なんですけれども、当初、1,024万余りの赤字予定が、基本料金の減免のある中で569万5,000円と黒字に転じたということは、思ったより経営が好転したなと思うんですけれども。

何か、補正予算について、御意見のある方。

部長、あれですか。思ったより減免の措置がある中で、569万5,000円の黒字になったという大きな要因というのは、特にありますか。

○佐野水道部長 減免はさせていただいたんですが、一般会計のほうから、今回の補正予算にも上がっていますけれども、税抜の、その部分の補填のほうをさせていただいたことと、それと工事等々の効率化と、あと、見直し含めて費用をある程度絞れたことと、それと収益のほうも、先ほどおっしゃられたように、大口の工事、今やっておりますけれども、その部分での使用も、使用料の読み込みもできたということで、そちら辺が大きな要因にはなるのかなとは思いますが。

○南委員長 分かりました。

補正予算、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、令和2年度の水道補正予算(第2号)の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第15号、令和3年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についての説明を求めます。

○佐野水道部長 それでは、議案第15号、令和3年度尾鷲市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページのほう御覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、第1条、令和3年度尾鷲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条で、業務の予定量は、次のとおりといたします。

(1) 給水戸数は9,154戸。

(2) 年間総給水量は348万9,369立方メートル。

(3) 1日平均給水量は9,560立方メートルでございます。

続いて、第3条、収益収入及び支出の予算額は、次のとおりと定めております。

収入の部であります。第1款水道事業収益を5億123万8,000円と定め、第1項営業収益4億6,843万4,000円、第2項営業外収益3,280万円、第3項特別利益4,000円と定めるものでございます。

次に、支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億533万9,000円と定め、第1項営業費用4億4,329万4,000円、第2項営業外費用6,154万2,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず、収入の部であります。第1款資本的収入を7,797万6,000円と定め、第1項給水加入金130万9,000円、第2項負担金766万7,000円、第3項企業債6,900万円と定めるものとさせていただきます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を3億2,831万6,000円と定め、第1項建設改良費8,812万1,000円、第2項企業債償還金2億4,019万5,000円と定めるものであります。

第4条の括弧書きにあります。この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,034万円は、当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額789万円、それと当年度分損益勘定留保金1億8,130万5,000円、減債積立金6,114万5,000円を補填するものとさせていただきます。

続きまして、2ページのほうを御覧ください。

企業債でございます。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。

上水道配水管布設替事業につきましては、限度額を1,620万円とし、簡易水道配水管布設替事業につきましては、限度額を3,480万円、簡易水道施設設備取替事業につきましては、限度額1,800万円。それぞれ起債の方法は、証書借入れで利率は3%以内とし、償還の方法は据置期間を含め、半年賦元利均等償還といたします。

ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるものといたします。

次に、第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。令和3年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものとします。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしましては、(1)職員給与費7,642万9,000円、(2)交際費1万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないというものとしております。

続いて第9条、簡易水道事業に係る企業債償還金のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、これが1,383万5,000円であります。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定めます。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により、予算の明細について説明をさせていただきます。

まず、収入の部でございますが、第1款水道事業収益は5億123万8,000円で、前年度当初予算と比較しまして、1,168万8,000円の減額であります。

第1項営業収益は4億6,843万4,000円ですが、内訳といたしましては、第1目給水収益が4億6,506万4,000円で、1,122万8,000円減額となっております。これは令和2年度収益見込から、上水の部分で2%、簡易水道、簡水のほうで3%の減で、約500万円。それと、大口分で約600万円の減額を見込んでおります。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円と、その他受託工事収益1,000円、これを計上したものでございます。

第3目他会計負担金273万8,000円は、公園、墓地、消火栓用水等に係る無収有効水量及び児童手当に要する経費の一般会計からの負担金収入でございます。

第4目その他営業収益63万円。これは手数料9万6,000円、材料売却収益53万1,000円、雑収益3,000円でございます。

続きまして、第2項営業外収益3,280万円ですが、内訳としましては、第1目受取利息及び配当金は5万円を計上しております。

第2目他会計補助金として236万9,000円。これは総務省の繰り出し基準による簡易水道企業債償還利息分の補助金で、一般会計からの補助金でございます。

次に、第3目長期前受金戻入1,702万9,000円は、補助金等財源に取得した固定資産の減価償却見合分、これの収益価格等でございます。

第4目の資本費繰入収益1,146万6,000円は、先ほどと同様に総務省の繰り出し基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計の補助金でございます。

第5目雑収益188万6,000円のうち、主なものは国交省に貸与しております樋ノ口用地、それと、矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地、こちらの貸付料でございます。

次に、4ページのほうを御覧ください。

第3項の特別利益につきましては、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして5ページのほうを御覧ください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億533万9,000円で、前年度と比較しまして964万8,000円の減額であります。

内訳といたしましては、第1項営業費用4億4,329万4,000円のうち、第1目原水及び浄水費は8,187万7,000円、前年度と比較しまして61万2,000円の増額であります。

次に、第2目配水及び給水費は5,825万6,000円で、前年度予算と比較しまして245万8,000円の減額で、主なものとしましては、実績による修繕費及び動力費の減でございます。

第3目受託工事費、これは2,000円で消火栓受託工事費1,000円と、その他受託工事費1,000円、こちらを計上したものでございます。

続いて第4目業務費は4,731万4,000円で、前年度と比較して169万2,000円の減額であり、主なものとしましては、今年度は量水器の取替え件数が少ないことによりまして、修繕費が減じております。

第5目総係費は4,455万1,000円、前年度と比較しまして341万3,000円の増額となっております。主なものとしましては、退職給付費の増額であります。

第6目減価償却費は2億821万円で、前年度当初予算と比較して400万2,000円の減額であります。

第7目資産減耗費は256万9,000円で、前年度当初予算と比較して21万8,000円の減額であります。

第8目その他営業費用は51万5,000円で材料売却原価51万2,000円、雑支出が3,000円、こちらを計上しております。

続きまして、8ページのほうを御覧ください。

第2項営業外費用が6,154万2,000円であります。これは第1目支払い利息及び企業債取扱諸費は企業債利息、一時借入金利息、これを合わせて4,125万4,000円で、前年度と比較しまして、445万8,000円の減額となっております。

第2目雑支出は3,000円、第3目消費税及び地方消費税は、消費税納付額2,028万5,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

続きまして9ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

収入の部であります。第1款資本的収入の予定額は7,797万6,000円ですが、前年度当初予算額より501万7,000円の増額でございます。

内訳としましては、第1項給水加入金、第1目上水道給水加入金は、13ミリ径のものを20件、20ミリ径が1件分ということで119万9,000円を、第2目簡易水道給水加入金として13ミリ計を2件分、11万円を計上いたしました。

次に、第2項負担金766万7,000円は、前年度比421万7,000円の増額であります。これは三重県が施工する、須賀利地内橋梁工事に伴う県からの配水管仮設工事負担金によるものでございます。

第3項企業債6,900万は、前年比80万円の増額でございます。

次に、10ページのほう、お願いします。

第1款資本的支出は3億2,831万6,000円で、前年度より744万6,000円の増額であります。

第1項建設改良費は8,812万1,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は、機械装置費として量水器購入分392万1,000円でございます。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で、配水管布設替工事など2,000万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備費には、工事請負費において、配水管布設替工事など6,120万円。これと、委託料において設計業務委託として、令和3年度から2か年事業の賀田第1(南)浄水場設備取替工事に係る設計業務委託料300万円を計上しております。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億4,019万5,000円で、上水道企業債償還元金は2億1,894万1,000円ですが、償還元金として、財務省財政融資資金が16件、地方公共団体金融機構が24件の内訳となっております。簡易水道企業債償還元金2,125万4,000円ですが、こちらは償還元金として、財務省財政融資資金が14件、地方公共団体基準機構13件の内訳となっております。

続きまして、11ページのほうを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について説明をさせていただきます。

まず一番上の当年度純利益はマイナス1,244万5,000円になり、1年間で

の現金の増減は下から3行目にありますが、マイナス6,530万円となり、一番下の期末残高は6億3,617万8,000円ということとなります。

続きまして12ページのほう、御覧いただきたいと思います。

こちらは給与費明細書についてでございます。まず(1)総括であります。職員数については、前年度と変更はなく9名であります。人事異動等と昇給、これらに伴いまして、増加などにより、合計で374万6,000円の増額となっております。

(2)は、給料及び職員手当等の増減額の明細について表したものでありまして、詳細は御覧のとおりでございます。

13ページの(3)給料及び職員手当等の状況について表したこちらの表ですが、詳細は御覧のとおりでございます。

その下の13ページの(3)それで職員の給与体系は6級が1名、5級が1名、4級が5名、3級が2名ということでありまして、詳細は13ページから15ページにかけて記載をしておりますので、御参照をいただけたらと思います。

続いて、16ページのほうを見ていただけますでしょうか。

債務負担行為に関する調書を添付しております。こちらのほうも、後ほど御参照いただけたらと思います。

次に、17ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらが予定損益計算書についての説明となります。先ほど説明をさせていただきましたが、予算実施計画、こちらのほうを税抜経理した結果、それぞれ御覧の金額という形になりまして、最終的には下から4行目でございます当年度純損失、こちらのほうが1,244万5,000円ということになります。さらに、これに前年度繰越利益剰余金3億9,723万円と、減債積立金の取崩し相当額でございますその他未処分利益剰余金変動額6,114万5,000円、これを加えますと、当年度の未処分利益剰余金、こちらが4億4,593万円ということでございます。

次に、18ページのほうを御覧ください。

予定貸借対照表について御説明させていただきます。

まず、資産の部ですが、資産合計は54億8,199万2,000円となります。また、1、固定資産、(1)有形固定資産の一番下でございます(ト)建設仮勘定136万4,000円を計上させていただきました。これは令和3年度から2か年事業の賀田第1(南浄水場設備取替工事)、これにかかります設計業務委託料のうち、令和4年度工事に関する費用分でございます。

19ページの負債の部でございますが、負債合計は、一番下ですが、28億6,099万2,000円となります。

続いて20ページのほうを御覧ください。

こちらが、資本の部でございます。6、資本金といたしまして19億8,905万5,000円。7の剰余金として、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金、これを合わせた剰余金合計が6億3,194万5,000円。これを加えた資本の合計、これが26億2,100万円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は54億8,199万2,000円となり、資産合計のほうと同額となっております。

次に、21ページ、22ページ、こちらのほうでは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示をさせていただいております。

続いて23ページから28ページには、決算の見込みとして、令和2年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記のほうを記載しております。

予算書については以上でございますが、続けて、委員長、よろしいですか。

○南委員長 資料のほうの説明をお願いします。

○佐野水道部長 よろしいでしょうか。すみません。

それでは、続きまして資料についての説明をさせていただきたいと思っております。

では、通知いたします。よろしいでしょうか。

まず、資料の1ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

経営戦略で示させていただきます投資・財政計画、これの収益的収支について、令和2年度決算見込みと、令和3年度の、今回上げさせていただいた当初予算、こちらを反映させたものでございまして、中ほどに網かけをしている部分、こちらが今回変更をさせていただいたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く現状を踏まえまして、以前、思いとして料金改定の予定を令和4年度というふうな形でのお話をさせていただいたかと思うんですが、こういう現状も踏まえまして、令和5年度に、1年遅らせた形での計画として上げさせていただいております。

表の中ほどの、当年度純利益、こちらの欄を御覧いただきたいと思っておりますが、令和2年度は、当初の計画と比較しまして、見込みより3,471万1,000円増額、その569万5,000円ということになっていまして、令和3年度は見込みよりも1,798万9,000円増額のマイナス1,244万5,000円というふうに

なっております。

当初、料金改定を行う予定の令和4年度は、料金改定を、これを遅らせることによりまして、1億86万1,000円減額のマイナス2,703万1,000円というふうになるんですけれども、令和5年度以降は、料金収入が見込みより約1,100万円程度の増額となりまして、当年度純利益は、令和10年度までの6年間で約6,600万円増加するというふうな形での計画見込みとなっております。

続いて2ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、同じく、網かけの部分を変更したところがございます。

資本的収支について、令和2年度決算見込みと令和3年度の当初予算、こちらを反映させたものでございます。

令和4年度につきましては、料金改定を1年遅らせるということにしますと、上水道分の企業債を継続して借入れを行うように上の企業債の部分、変更をしております。

3ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、補填財源の残高、こちらの当初計画との比較でございますが、下から3行目の部分、補填財源不足額を見ていただきますと、令和2年度はマイナスの5億5,091万4,000円、令和3年度はマイナスの4億8,977万1,000円となって、令和3年度末の補填財源残高は当初計画より1億1,446万7,000円増加をしております。

令和4年度は当初計画では前年度の補填財源残高との比較が約500万円増加する見込みでありますので、料金改定を遅らせたことにより約8,000万円の減少となる見込みの4億1,008万5,000円というふうになりますけれども、令和3年度末の補填財源残高が見込みより改善をしているため、当初計画からは2,980万5,000円増加をするということになっております。

また、当初計画より、令和5年度以降の料金収入が増えることによりまして、当年度純利益が増加することから、計画最終年度である令和10年度の補填財源不足額はマイナス5億1,926万1,000円となり、令和5年度に料金改定を遅らせた場合でありまして、令和10年度末の補填財源残高は、当初見込みより計画では9,607万6,000円増額するというような計画見込みになっております。

また4ページ以降には、例年、つけさせていただいておりますけれども、上水、簡水の今年度の建設改良工事計画と、14ページには企業債の明細書、こちらのほうも掲載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 南委員長 水道の当初予算は以上でございます。
御質疑のある方。
- 濱中委員 今年度の有収水量は変えてくれておるんですけども、率にするとどれぐらいになりますか。
- 林水道部係長 今、2月現在なんですけど、上水道に関しては73%程度で推移しております。
- 濱中委員 以前70%を切った時期があったのを心配していましたが、持ち直してきたのであれば、いいのかなと思います。
それともう一つ、さっきの資料のところで、見ました工事の予定箇所なんですけれども、以前から建設課の路面改良と、できれば突き合わせていただいているけれども経費をとということやったんですけど、現実的には、予算を立てる時点で、どれぐらいその突き合わせて、一緒のように、節約できるような工事にできておるのかなって思うんですけども、もう予算の段階ではもうそれぞれのことなんですか、それとも、そういった連携はした上で予算立てしておるのか、その辺り、聞かせください。
- 林水道部係長 予算の段階では、ある程度の話はしているんですけど、今年に関して言えば泉のほうの改良工事を、建設課で行ったときに一緒に入れさせてもらおうとか、ある程度話はさせてもらったので、そこまで、まだ、突き詰めてるところまでは行っていないのが現状です。
- 濱中委員 本当に、また次、5年になると値上げをお願いせんなん部分が出てくるということで、そのこちらの努力の形も、ぜひ市民の皆さんに御理解いただくためにも、僅かなものだったとしても、計画的な、この年度途中の計画の段階でもね、できるだけ連携を取っていただくような、そんな形でお願いしたいと思えます。
- 佐野水道部長 言われるとおり、できるだけ効率ということを考えて、中で連携できるところはやっていきたいと思えますので、よろしくお願いします。
- 南委員長 他にございませんか。
- 奥田委員 予算書2ページの一時借入金の限度額5,000万になっていますでしょう。8ページを見ると、一時借入金利息12万5,000円になっているんですけど、これまで、6億ぐらい現金預金あっても、やっぱり一時借入金、借りないと足らんということですか、資金は回っていかんということ。予算だけ。
- 佐野水道部長 予算では5,000万円ということで限度額ということで設定は

させていただきますけれども、令和2年度におきましても、一時借入れはやっておりませんので、一応、額の設定ということで御理解いただけたと思います。

○奥田委員 予算で計上しただけということだね。分かりました。

それで、16ページの債務負担行為のところをお聞きしたいんですけど、上から2番目の水道窓口及び検針収納業務委託が、これ3年契約だったかな。令和2年度が3,379万2,000円になっておって、令和3年、4年、2か年で5,000万、5,068万になっているんですけど、これ3年と4年平均すると2,500万ぐらいじゃないですか。これはやはり安くなってきたという、安くなっていくってことですか、どういうふうな理解したらいいですか。

○佐野水道部長 契約の時期が9月ということがありまして、年度をまたいだところがあって、最後になると、9月までということになりますので、ちょっと安くなるという。1年の通期ではなくて、契約時期が9月時期という、9月の時期ということでしたので。

○奥田委員 先ほど令和5年度に水道料金値上げを考えているということでしたが、この辺のところの見直しというの、以前にも申し上げたり、一般質問で申し上げたことあるんですけど、紀北町なんかと比べたらはるかに高いんですよ、これね。

紀北町は2か月に1回の検針ということもあるんだけど、上手にうまく検針業務をやっているって、尾鷲は以前から高いんですよ、これね。いろいろ事情があったようだけれども。

ただ、もうその事情というのは、もう、ここでは言いませんけどね、解消していると思うので、交渉次第で下がるんじゃないかなと僕は思うんですけど、値上げという話を聞くと、もうちょっと努力してほしいなという気がするんですけど。3年契約やらでどうしようもないから、これは今後の課題ということですかね。分かりました。

それで、11ページのキャッシュ・フローを見ていて、僕、思ったんですけど、この令和2年のさっきの補正予算569万5,000円黒字になったと言いながら、そのキャッシュ・フローを見ると、4,200万ぐらい減っておるんですよ。減っていますでしょう。減っていましたでしょう。

今回も、今回は赤字という、1,200万の赤字の予算を組んでいるので、このキャッシュ・フローを見ると、6,530万減ってくるということで、ここは、キャッシュ・フローが、資金繰りが回っておれば値上げなんかしなくていいと思うん

やけど、この辺のところが減ってくるというのが、非常に僕は気になるところなんやけれども。今現預金幾らやったかな、これ。6,000万ぐらいあるのかな。

(「6億円」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 6億や、すみません。6億まだ3,600万。令和では3月残るということなんやけど。これさっきの資料を見ても、やっぱり大きいのはあれですか、布設替え、水道管の老朽化ということで布設替えもあるけど、やっぱりこれは大きいのはあれかな。企業債の償還ということが重荷なんですかね。その辺どう見ています。

○佐野水道部長 おっしゃられるとおり、義務的な経費の中で大きく占めているのが、企業債の償還元金等です。こちらのほうも、今の予定の、先ほどつけておりましたが、最後のところに、企業債の明細書というのが資料の最後のほうについていたと思うんですけども、これなんかを見てみると、20年度の借り入れた当年度償還金というところ見ていただきますと、4,000万、4,200万規模のやつが何本かあったり、これらが今の見込みですと令和9年度、この時期に一つ山が越えますので、そこまで頑張らんとあかんだというようなことで考えております。

○奥田委員 やっぱり、これ企業債償還が令和3年度2億4,000万ぐらいあるということで、令和4年も2億4,390万、これは令和9年度ぐらいまでえらいということやけど、そう考えるとあれですね。よく僕ら議会でも、借入れで起債ができるんだからええじゃないか、事業やれやれという、僕らも、無責任なことを言うこともあるけど、やっぱりそれが最終的にはこういう重荷、後々重荷になってくるといえるのかなという気はするんやけれども、どうですか課長、そういうふうに思われませんか。やっぱり、何でもかんでも、借入れできるから、起債ができるから、この事業をやればいいんだというようなね。これも水道事業関係の話じゃない。どうですか、やっぱりこれ見ておると、圧倒的に、僕は布設替えがあるからと思いつつ、思えたけど、老朽化しているものでね。その資金が要るのかなと思いつつおつたんやけど、これを見ると、完全に企業債の償還、これまでの借金を返すためにえらくなってくるというね、非常に皮肉な感じがするんやけど、そう思いませんか。どうですかね。やっぱり後世にこういう負担が出てくるということやな。

○佐野水道部長 費用面から見ると、やっぱり大きなファクターとしては企業債の償還というのも一つありますけれども、もう一つは、特に水道事業の営業環境の中では、やっぱり大きな大口さんの、こちらがやっぱり高いときですと1億円超え

の使用料があった大口の企業さんが撤退されるという、これなんかは水道事業の経営環境の中でやっぱり一つ大きなことなのかな。それらも重ね合わせて、この先、継続して、水道事業を健全にやっていくという意味の中では、先ほどから話出ております料金改定なんかも一つの、避けては通れん施策なのかなというふうには考えております。

以上です。

○奥田委員 僕、ちょうどこれ見よって、思ったんやけれども。今、課長、大口の企業が年間1億ぐらいあったんですか、これで。どの水道使用料が。そういうのもあるもので、借入れしても大丈夫やろうという、そういう大口の企業さんが永遠にずっとずっと続いてくれるというようなね。確かに、僕も急に、大口の事業者を撤退するというとは、急にそういうことがあるとは思わなかったですからね。そういうことも、僕自身も反省やけどね、反省も踏まえてやけど、やっぱりそういうリスクということをもう考えながらやらなあかんのでしょうかね。いいですわ、すみません。

○南委員長 答弁よろしいですか。

他にございませんか。

○楠委員 先ほど、奥田委員とちょっと重複するところあるかと思うんですけど、委託料の関係なんですけど、実質、毎月やられていますよね。毎月必要なのかどうかということと、どうしても営業の関係で令和5年、1年ずらしてもらって、市民の方も助かるんでしょうけど、この間に、やはり委託の内容を見直す。だから、事業者、委託を受けている会社があるんでしょうけど、やはり1件当たりの単価とか、エリアを決めてやるとかいろんな工夫をしていかないと、多分私これ委託しても、3分の2ぐらいで済むんじゃないかなとは思ったりするんですけどね。その1,000万、何と浮かせて、いわゆる浮いた分を何とかして料金改定で低く抑えるとか。そうじゃなかったらよほど説明しなきゃいけないのは債務が相当あるので、早くこれを償還したいんだということを市民にしっかりアピールしていかないと、急に以前言われたその2割、3割上げなきゃいけないとなると、みんな心臓ドッキリするんじゃないかと思うんです。

それとあと、料金の在り方、多少収益性が低くなるかもしれないけど、今、ゼロから10までは、基本的には1,100円でしたっけ。

(発言する者あり)

○楠委員 そうですよ。

○南委員長 勝手に話ししないでください。

○楠委員 高齢者の方って、月に10立米って使わないと思うんですよ。私も幾ら頑張っても、13ぐらいしかいかないんですよ。1人で住んでいると。

そうすると、家庭に優しい料金体系となると、どうしても10立米以下の人の救済という方法も一つあるのかなと。となると、委託だとかいろんなところでちょっと創意工夫して、値上げする前に、やはり市民にこういうふうに工夫したんだけど、ここまでしかできないので、どうしても値上げしなきゃいけないんだというところを先に示してやらないと、また、料金値上げだけしているという話になると思うので、その辺の、これからの作業としていかがですかね。

○佐野水道部長 そうですね、特に見直しにかけてはひとつ料金体系のほう、作った上で審議会のほうに諮問をかけて、答申をいただくという作業も残っております。

そのプロセスの中で、おっしゃられたようなことも踏まえて、作業をしていかなあかんというふうには思っておりますので、新しい料金体系が動き出す手前には、審議会という大きなファクターがありますので、そちらのほうも経て、今おっしゃられたことも考えていきたいというふうには思っております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○野田委員 まず、業務の予定量、第2条のところで、皆さんの話に関連するのかわかりませんが、第2号補正で三百五十なにがしの立方平方メートルの量ということを言われて、今回の予算は、当初予算、令和2年度の当初予算と同じようなベースになっているような気がするんですけども、大体、1年前の予算と同じような形という言い方はおかしいですよ。要因は変わっていないというふうに判断してよろしいんですか。

○森下水道部次長兼係長 この年間総給水量なんですけれども、算定の方法としては有収水量、料金を頂く有収水量を出しまして、それに前年度の有収率を掛けたというか、割った数字で、総水量として出していますので、一概に同じ数字だから、有収水量が一緒になるというような形にはならないんですけども、そういった形で計算されています。

○野田委員 3ページのところの細かい話ですけども、雑収益のところ、今回188万6,000円ということで土地賃貸料ほかで188万5,000円ということなんです。これ前年度に比べてちょっと下がっているんですけども、何かそ

ういう契約の部分の賃料が、減額というか、変化したことはあったんですか。

○森下水道部次長兼係長 国交省のほうに貸している樋ノ口の用地なんですけれども、3年契約になっていまして、今年度から契約の更新になるんですけれども、その際の土地の評価額によって賃料は決まっていますので、その辺りで、変更になっています。

○野田委員 今回の予算で1,200万の純損失という形の予定、予算を組まれているんですけれども、全体的な見通しというのが、今大口も含めて、人口減少もあるでしょうし、もう先行きってのは分かってきている中で、人口動態が分かっていく中で、人口動態だけじゃなくて、今の現状の中では産業も含めて、その中で、我々は考えなければいけないところは奥田さんや楠さんも言われたんですけれども、費用の部分が本当に今この現状のままでいいのかというところの再見直しというものを、やっぱりやっていかないと、もうパイ自体が大きさが決まっている中で、やはり建設課との話もありましたけれども、情報交換をしながら、予算を下げると、予算というかコストを下げるとか、今言った委託料なんかも、5,000万というのは、令和3年から4年というのは上がっています。この中でも、パイが小さくなったらそれなりの規模にしていかなないと、非常に無理が出てくるのかなと思うんですけれども。その辺の情報交換というか、水道部でそういう話はされるんですか。されるところだと思いますけれども、いかがなんでしょうか、そこら辺は。

○佐野水道部長 特にやらんといかん部分との優先順位も含めて工事についてはあるし、あと、費用面については先ほど楠委員のほうも言われた委託料をはじめ、費用の中で改正というか、改革をできる部分については考えていかなあかんしというようなことも踏まえて、それは日々やっていかなあかん。要は、今までのまんまでいいという話ではないというふうには思っておりますので、これは水道部含めて、中で、論議はしていきたいと、していくものというふうに考えています。

○野田委員 以上です。

○楠委員 すみません、もう一点聞くのを忘れていたんですけど。

建設改良費の中で、工事請負費がそれなりにあるんですけど、今回いろいろ配水管の調査をしていく中で、布設替えが必要なものなのか、それとも、調査した結果、中のライニングをして、すれば、布設替えしなくても工事費が安くなるのかとか、そういうのも含めて、現在やられているんですかね。布設替えというふうに決めてしまうのか。耐震上の管がないので耐震用の配水管に替えるというのは分かるんですけど、それ以外でも、また延命できそうな管があった場合は、掘削も少なくして済

むライニング工法で工事費を低く抑えるという方法もあるかと思うんですけど、それは現在やられていますか。

○林水道部係長　　今言われた調査というのは、これあくまでも漏水箇所の調査であって、その管がどうこうという調査ではまずないんですけど、もちろん工事のときに関しては、コストを抑えるような形の設計もさせてもらいますし、またその当時、人口と家の戸数等も考えながら、例えば管の口径を小さくしていくとか、そこから辺で対応はさせてもらっています。

また、ライニングとなると、また、今出ておる管とかという話にはなってくるとは思うんですけど、埋設の管に対しては、もう基本、うち耐用年数過ぎたものを替えていっているの、そこはもう更新という形で行っていきます。

○南委員長　　他にございませんか。

よろしいですか。10ページの簡易水道の施設設備費の工事請負費で最後の賀田、賀田古江簡水なんだと思うんですけども、もう少し詳しく説明していただけませんか。内容的に。

○林水道部係長　　今委員長からあった賀田の第2加圧ポンプ場の取替設備なんですけど、今年度、電気盤のほうを替えさせてもらって、来年度、ポンプの送水ポンプのほうを替えていきたいなということで計画しています。

ポンプの台数なんですけど、加圧ポンプ2台、逆止弁が2基、フード弁が2基を替える予定です。

○南委員長　　この南輪内保育園の機械設備のほうは、と同じですか。

○林水道部係長　　南浄水場のほうなんですけど、こちら送水ポンプ2台の取替えを予定しています。

以上になります。

○南委員長　　大体何年更新で、こういった簡易水道も上水もそうなんですけれども、機械の設備というのは更新をやっておるのですか、大体サイクルは。

○林水道部係長　　一応、耐用年数としては15年ということなんですけど。使用頻度等もありまして、保守点検等行って、ちょっとでも長寿命化して、使っている状況です。

○南委員長　　分かりました。

今、それと野田委員さんからの国交省の貸付けの更新というお話が188万ですか、あったで、今後も更新してくれる予定なんですか、しばらくは。計画的にどうなんかというの、もし分かっている範囲であれば、国交省の関係ですので。

○森下水道部次長兼係長　　工事が完成するまでは借りていただけるということになっていまして、それ以降は借入れがないので、原状復旧していただいて、戻していただくという形で、4年度いっぱいまでの契約でいく予定になっています。

○南委員長　　4年度いっぱいだね。ありがとうございます。

よろしいですか。資料の投資・財政計画の水道料金のアップのほうも説明していただいたんですけども、もしなければ水道部の審査を終わりたいと思いますけれども。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、水道の審査を終わります。ありがとうございます。
した。

ここで15分まで休憩いたします。

（休憩　午前11時02分）

（再開　午前11時16分）

○南委員長　　休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

市民サービス課に入っていたのは、皆さん御存じのように、先般飛鳥幼稚園を視察させていただいて、また地元の区のほうからも要望事項が上がっておるということでございますので、改めて、市民サービス課の考え方というよりか、皆さんもいろんな意見を拝聴していると思うんですけども、そういった意味で前回の予算審査のときはまだ現場を見ていなかったということでございますので、今回は現場を見たということで、もし、いろんないい妙案があれば、お聞かせを願いたいと思うんですけども。

飛鳥幼稚園の解体について、何か御意見はございませんか。特に、よろしいですか。

○楠委員　　基本的に貴重な財産だと現場を見て分かったんですけど、ただ壊すだけじゃもったいないし、区長も遺跡も出ることもあるとか、いろいろ市の財産として結構有益なところだと思うんですね。

そのときに、全部残すことはなかなか難しい。壊さなきゃいけないとなると、あの史的な資源をどうやって生かすかというところの検討とかそういう方向性を示したものって今まで尾鷲市の文化財としての考え方の示す方針とか方向性を書いたものってないんでしょうかね。

○宇利市民サービス課長　　文化財の保存ということになると、担当としては生涯

学習課ということに現状なっておるんですが、特に、尾鷲市、市の所有の物件に関して、そういう部分については、特に聞いておりません。

○奥田委員 予算審議のときに話があったかもしれませんが、この540万1,000円の工事請負費の中で、加えるんやったら玄関も残してほしいとか、鬼瓦残してほしいとかという話があったやないですか。これで調査もあるんでしょう。どの程度まで540万1,000円というのは、入っているんですか。具体的に。積算書に。

○宇利市民サービス課長 積算の中には保存の部分に関するものは入っておりません。

まず、現場でも御説明申し上げたんですけれども、まず去年、昨年7月に屋根の一部が破れている部分を、もう確認をさせていただきました。その中で、修理にどれぐらいかかるかという見積りを業者のほうに見ていただいて、これ設計はまだ全然していないんですけれども、その際に、やはり、垂木の部分等にも腐食が見られるということで、実際見てみないと分からないんですけども、もしかすると、柱等にも腐食があるかもしれないというような話の中で、約、修理に関して言うと、1,500万ぐらいはかかるんじゃないかと。

それで、それ以外にも腐食の部分が出てきた場合、もっとかかる可能性も出てくるという話の中で、私どもが一番最初に考えたのが、このまま壊れた場合、隣にある高齢者サービスセンターにも被害が出る可能性がある。それ以外にも、中に入れる状態にありますので、入った方にも危険が及ぶ可能性があるという部分の中で、まず最初に、修理としては相当に高額になるということもありまして、そのものを活用もなかなか難しい状況を見ると、壊すのが一番ではないかという前提条件で話をさせていただいたものでございます。

ですので、やはり、その時点では、ブルーシートをかける程度の簡易的な、水が侵入しないような処理をただけですので、やはり私どもとしても、今年の台風シーズンを迎えるに当たっては大変懸念をしております。

ですので、最初からの方向性としては極力早く危険を撤去したいという部分で考えております。

○奥田委員 なるほどね。じゃ、この540万1,000円というのは、修理とかすると、さっきで1,500万かかるもので、全部解体というか全部全部壊してしまうというものなんやね。

そうすると、この地区の方々が、曾根地区の方が言われている玄関部分を残すと

か、そうなってくると追加の予算が要するという、ということなんですか。

○宇利市民サービス課長 端的に言いますと、どれぐらいかかるかは分かりませんが、追加の費用が発生するであろうというふうには考えております。

○奥田委員 そうしたら今の予算の中ではもう、今、地元の方の意向に沿ったような形ではこの工事に入れないということかな。どういうふうな感じなんですか。

○宇利市民サービス課長 現状の予算の中では難しいと思います。

それから、やはり私どもとしては懸念するのは、あの部分を、玄関部分を残すということになると、専門業者の方に見ていただいて設計から組み直しをしないといけないというふうに考えております。その調査にどれぐらいかかるかというところとちょっと分かりかねるところで、下手をすると、残す作業の設計だけで年をまたいでしまうんじゃないかというような話もございますので、やはり現状においては、期間的な問題も考えても、玄関部分を残すのは難しいのではないかとこのように考えております。

○奥田委員 玄関部分を残すのは難しいと。

そうすると、担当課としては、もうそのまま解体、全部壊してしまいたいと。費用もかからない。

でも、地元の曾根地区の方々は、鬼瓦もそうやけれども、玄関部分を保存してほしいという話なんやろうね。その辺はどうなんですか。

今回こういう予算上げましたけれども、曾根地区の方々の意向を無視した形で、また強行突破とか、そういう言葉を使って申し訳ないけど、そういうような形でいくということですか。どういうふうな、これ予算上がってきておるでね。

○南委員長 課長、これ、当初予算編成を策定したときというのは、やはり区の方とある程度の合意形成が取られておったと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。そこら辺だけはっきり。

○宇利市民サービス課長 役員会の皆様とはお話をさせていただいて予算計上の許可はいただきました。

その中で、やはりそういう、残してほしいという意見の方も、やはりその部分で拾い切れてなかったのかなというのはあるんですけれども、私どもとしては役員会の皆さんとお話をする中でも、解体をやむなしと、その中でもやはり残せるのか、残せんのかなというのは意見を持っておられた方もおるかとは思いますが、同意はいただいたというふうに理解はしていたんですけれども、その後、やはりこういう要望が出てきたという中で、現状私どもとしてはやはり台風シーズンまでに

処理をする方法としてはやはり壊すのが一番早いということになってきます。

その中で今回壊すものとしては、上屋の部分のみを解体、危険を撤去するという
ことで上屋の部分を解体させていただいて、基礎の部分については残す形になるか
なと思います。

それはなぜかという、あそこには埋蔵文化財が埋まっているというところにな
るんですね。埋蔵文化財の調査ということになるかも要望に上がっているかと思わ
れるんですけども、埋蔵文化財については、そのまま置いておくのが本来の保存
の仕方というところもございますので、その詳細については補佐のほうから御説
明申し上げます。

○世古市民サービス課長補佐兼係長 それでは、御説明いたします。

埋蔵文化財につきましては、先ほど課長も説明ありましたが、一度破壊されてし
まうと、元に戻せないという性質上から、現状を保存するということが保護の原則
とされております。

こういう埋蔵文化財が埋まっている地域において、開発などが行われる場合は、
現状の保存を原則としながら、それらが行えない場合に限って、代替措置として記
録保存のための発掘調査が行われるということになります。

この発掘調査なんですけれども、埋蔵文化財の内容を知るという点では、有効な
手段であるんですけれども、この発掘自体が遺跡や遺構を破壊してしまう行為の一
種であることから、結果的に遺構が大半を失われてしまうということで、現状保存
が行えない場合に限って実施することが認められております。

今回につきましては、建屋の危険性を除去するというを目的に実施しようと
するものでありますが、底地に対して極力影響を与えない施工ということが求めら
れます。

また併せて、発掘調査というものが底地に影響を与える行為でありますことから、
今回については、それらについては行わない方向と考えております。

○奥田委員 今、担当課としては、台風シーズンまでに建屋部分を撤去したいと
いうことなんやね。そうするとその玄関部分はどうなるんですか。

○宇利市民サービス課長 玄関部分も含めてというふうに考えております。

○仲委員 現地も視察して、地元の意見を聞いた中で、和風建築物としての価値
が高いという中で、地元からは、やはり玄関部分を残してくれという希望があって
要望書が出てきたということなんですけど、やはり今の予算が500万程度の予算
では、取壊しが精いっぱいということは理解しておるんですけど。やはり予算的な

面もやっぱりあるという中では、あのまま玄関をずっと残すと、どれだけかかるかわからんような金額になるということも予想されますので、やはり、瓦の額というところ、これ希望にも要望書も出ていますね。

瓦とそれから、破風ですね。唐風の破風のあれを、例えばですよ、板だけを上手に外して、展示室なりへ保存できればというような考え方もあると思うんですわ。そこらでもう一遍、予算的なものがやっぱり厳しいという中で、この程度でしたら、何とかここ解体のときに外せると。経費もかからずに外せると。そういう保存ではできないかどうか。それしかできないというような協議を、工事の前までにやれたらいいかなと思います。そこらの意見どうですか。

○宇利市民サービス課長　もちろん要望が出てきている中では、こちらが応えられる部分もあるかと思います。例えば工事の設計の中に必要な、地元の方が必要だと思われるところを残すような行為が、予算の範囲内で執行できるのであれば、予算をお認めいただいた場合は、こちらも地元のほうと話をさせていただきたいというふうには考えています。

ですので、これは地元の要望をまるっきり無視をして実施をするというものではなく、こちらが応えられる部分については応えさせていただくというふうに考えてはおるんですが、何分、要望の一番最初にありました玄関部分を全てということになりますと、やはり工期の、工期というか台風シーズンまでの時期を考えると、まず、費用積算の部分で相当に時期、時間がかかるという部分で、やはり相当難しいのではないかなと。

鬼瓦の部分については、全てを残せるかどうかというのはまだ不明ですが、保管場所の関係、展示を望まれるかどうか、それらも含めて検討しないといけませんので、展示ということであれば、全てというのは難しいですが、一つぐらいということであれば展示はできるのではないかなと。等々、地元とお話しする余地というのはあるかと思います。

しかしながら現状の予算の中においては、玄関部分をあのまま保存をするというのは相当に厳しいなというふうには私どもは考えております。

以上です。

○濱中委員　現場でお話を伺ったときにね、地元の人から玄関の部分が、あの格好で、あの場所ということでは現実味がないことは理解しているというふうなお話も出ておりましたので、例えば映像に残すとか、そういったあたりの話も含めて、逆に何かアイデアはないですかねという投げかけの方もございましたのでね。そうい

った今言われたありとあらゆる、まだこの後、地区の方と懇談する中で、本当に現実味のある方向を考えていただければなと思うんですけれども。

○宇利市民サービス課長　やはり、まるきり地区の意見を無視するという形では私どももやりたくないというふうに考えております。ですので、応えられる範囲で、意見を交わしながら、事業執行に向かって準備をさせていただきたいなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　形あるものは、今、仲委員が言われておったようなことですが、要望の中にはやっぱりデジタル保存というのがありますので、建物とか玄関の周りであるとかを写真に写すなり何かして、そういった中に保存ができるとか生きてくるような形を尊重して了解もらうというのか、そういうお話もしていただければ、これは予算の中に、写真化するのが入っているのかどうかは別にしてでもね、これ違うのでもできると思うんです。

ただ、教育委員会の郷土資料館のときにでも言いかけて、中途半端になったんですけど、このように視察した中でも、あそこに置いてあるものすら、以前は曾根において郷土資料室かな、一つの建物の中にあれが全部置いてあったのを、コミュニティーセンターを建築によって、コミュニティーセンターの中に一部、ああいう展示場を設けるといって形になって、キャパ的には置けないということがあるじゃないですか。

市民サービス課の範疇ではないにしても、本市においては、郷土資料室というか、資料館は手狭なような形でありますので、これは、全体的な話の中で、市長、副市長の範疇なのかも分かりませんが、そっちのほうも、学校の普通、財産に換えるとかそんなのも含めた中ででも、これからも出てくると思うんです。家を空ける人が出てきたりとか、古小民家でいろんなものがあるって、これを市の郷土資料として寄附したいという話なんかも出てくる可能性もあるもので、本市としては、そういったのを一堂に集められるようなところを休校とかそういうのが出た。新たに建物を建てなくてもいいので、そういった出てきたときに、これも併せて総合的に施策として考えたらどうかなと思うんですけど、その辺について市長どうですか。いかがですか。

○加藤市長　この件の話については一応理解しているつもりでいるんですよ。おっしゃるように、特に鬼瓦6枚というところからスタートしているわけなんですけれども。この郷土資料館というものが非常に手狭であるとか、いろんなところ、あれすると、手狭というような話があるんですよ。

ただ、うちは、要するに尾鷲市のいろいろなものを考えた場合に、これもう将来的になるわけなんですけどね。場所的な余裕は、私はあると思っていますよ。そういったところに一堂に会しながら、郷土資料館的なものを造る構想を、本来的だったらやるべきだと思うんですけども、ただ、それをまだ、今、全然白紙状態です。

しかし、こういった郷土資料というのは大事に保管する、あるいは展示するということについては、私は基本的には大事な話だと思いますので、ただそれに対する場所というのは、どこの場所云々という話じゃないんですけど、その場所は、私はあると思います。

それをどういうふうにして、改装しながら、郷土資料館をつくり上げていくかということについてはまだ白紙状態であると。

ですから、考え方については、私は同意見といいますか、そういう考え方を持っています。

○三鬼（和）委員 委員させていただいて、長い間、管外視察なんか行っても、行政がやっておるところであるとか、あるいは個人の持ち物でも古民家という形の中で郷土資料館みたいな形になって、訪れたりとかとすることをしていますので、本市においても貴重な郷土資料というのがまだまだあると思いますので、将来的には、今市長、場所があると思うというように、一堂に会したようなところがあってもいいのではないかなと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

○野田委員 この経緯をお聞きして、540万の解体ということも高齢者福祉センターのほうの安全という部分もして、早くやっていきたいということの中で、曾根地区の役員さん等とお話をされて、心の合意は来たということなんですけれども、再度、台風シーズンというものはあるんですけども、再度やはり、この間、委員の視察も含めて、今、委員の方言われたようにそういうものも含めて、尾鷲市としてできることをもう一遍提示していただいて、そこでもう詰めていただくことが大事なことかなと思いますので、そこら辺はもう一歩進んだ形で、繰り返し同じことになるのかも分かりませんが、そこら辺の合意形成を十分やっていただきたいという気持ちがします。要望です。

○南委員長 予算がついて、恐らく執行されるわけなんですけれども、執行に当たってはいろんな区のほうから宿題事項もいただいておりますと感じで、できることとできないことというものはあると思うんですね。そういう意味でも、やはり地域の方と話し合いを進めながら、合議の下で事業展開を図っていただくよう、委員会として

も強く要望をいたします。

以上です。ありがとうございました。

次に、防災のほう、入っていただきます。

中断します。

(休憩 午前 11 時 37 分)

(再開 午前 11 時 39 分)

○南委員長 委員会を続行いたします。

次に、防災のほう、三鬼孝之委員さんから、消防団の報酬が少ないということで、県下の状況を、まとめていただきましたので報告をお願いいたします。

○神保防災危機管理課長 前回の委員会で提出を求められた資料でございます。

まず、補助金についてでございます。

補助金は、県下 29 市町において、24 市町において補助金の制度がありました。このうち、前回、御説明させていただきましたけれども、申請内容にかかわらず、補助額が3分の2以上の市町というのが、本市を含めて4市町ございました。これについては以上でございます。

続きまして、消防団のほうの資料を御覧ください。

消防団の年報酬と出勤手当について説明いたします。資料2を御覧ください。

尾鷲市消防団員の年報酬は1万2,000円、出勤手当は4,600円となっております。これも前回の委員会で説明しましたように、三重県下で見ると、紀北町に続いて、2番目の低さとなっておりますのが現状でございます。説明は以上でございます。

○南委員長 以上でございます。

○三鬼(孝)委員 今、資料2、説明いただきましたけれども、紀北町が最下位で1万1,000円ですか。尾鷲市が1万2,000円、かなり低いですね。平均に下回っておりますのでね。

それで、委員会でも言いましたけれども、国の交付税が年報酬は3万6,500円で、出勤手当7,000円来ておるんですけれども、市長、この辺、今後どうですか。来年度予算ぐらいで反映していかんと。

というのは、消防団員は非常勤の公務員ですからね。それで命をかけてということもありますし。例えば東日本大震災の場合は、消防団もかなりの方が犠牲になっておりますね、津波で。命を張ってやっているということですから、あまりにも低

いような気がしますので、その辺の市長の考え方をお願いします。

○加藤市長　この消防団の年報酬と出勤手当、出勤手当については、まあまあ平均ぐらいかなと思っているんですけども、あまりのは委員御指摘の年報酬額というのは、紀北町、尾鷲市、この2市が低い、大変低いというようなことで、おっしゃるように消防団という役割というんですかね、仕事の内容というのは非常に重要なことですので、当然のことながらこの年報酬額については検討していきたいと思っております。ただ紀北町とも、いろいろ話しながら、検討はしていきたいと思うんですけども。

だから、来年度のこの予算に間に合うのかどうかということについては、まだその辺のところは、まだ考えておりません。

ただ、今この数字を見た段階で、非常に尾鷲市は紀北町と並んで、さっき課長のほうから説明ありましたように低いと。それに対するある程度検討、前向きに検討していかなきゃならないんじゃないかなという気持ちでおりますので、検討はさせていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員　それで、防災の課長、非常勤消防団、年何回会合を開くか知りませんが、この報酬等についてのいろんな話合いはないんですか。

○神保防災危機管理課長　今のところ、話合いはしておりません。

○小川委員　この件に関して私も言わせていただいたんですけど、放水訓練というのをやっていますよね。これの1回の手当で、大体何回ぐらいやられているのか。

○寺下防災危機管理課主任　放水訓練について説明させていただきます。

放水訓練は出勤手当ではなくて、訓練のほうの手当ということで3,700円、毎月1回を各分団にさせていただいているところでございます。

以上です。

○小川委員　これの他市町との差というのは、皆、よく似たものなんですか。それはどうなんですか。

○寺下防災危機管理課主任　他市町については、ここの件に関してはいろいろな考え方等々ありまして一概には他市町でこの額、この訓練、会議であったりとか、何時間以上とかいうくくりがいろいろありますので、ここでは一概には言えないんですけども、大体、同じぐらいの推移でいるような状態です。

以上です。

○南委員長　高いところと低いところ、分かる。

○寺下防災危機管理課主任　分かりました。訓練手当で高いところで、手元の資

料でざっと見ると5,000円。低いところでいくと、大体2,000円ぐらいが低いところとなっております。

以上です。

○南委員長 分かりました。

他にございませんか。

○三鬼（和）委員 この消防団のこういう手当というのは、かなり尾鷲市低くて、最低限紀北町、広域消防やっておるので、紀北町とは同じじゃなきゃ駄目だということからスタートして、大体一緒ぐらいで推移しておるんですけどね。

やっぱりこの辺、消防については合同みたいな形で動いておるので、やっぱり紀北町さんにも市長、呼びかけもしていただいて、検討というのか、もうここまで来るのにもかなり何年もかかったようなところもあるので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので終わります。ありがとうございました。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分からといたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後1時09分）

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、政策調整課に入ってくださいました。

予算審査のその他のほうで若干説明があったんですけども、野球場代替地についての再度説明があるということでございますので、資料に基づいた説明をお願いいたします。

初めに、市長、何かございませんか。この件について。

○加藤市長 今回、説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回、政策調整のほうから説明させていただく、広域ごみ処理施設建設に伴うこの代替球場建設等について、この件について説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。お時間をいただきありがとうございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場建設等について、資料に基づき

御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。通知させていただきます。

現在、本市を含む東紀州5市町において、尾鷲市営野球場建設予定地とし、広域ごみ処理施設の建設に向けて取組を進めており、県の許可を得て、本年4月に東紀州環境施設組合を設立し、令和10年4月の稼働を目指しているところでございます。

計画に沿って進めるには、令和6年度に現市営野球場の解体工事に着手する必要があり、そのための代替球場の建設が必要不可欠な状況となっております。

昭和62年3月に完成した現市営野球場は、海拔23.7メートルに位置し、老朽化が著しいものの、年間約3,800人ほどが利用する市民に長年親しまれた球場であり、広域ごみ処理施設建設に合わせて、海拔約4.5メートルの中部電力尾鷲三田火力発電所跡地に移設するためには、利用者の安全確保が必要なことから、代替球場建設費及び津波避難施設の負担について、広域5市町で合意の上で取組を進めているところでございます。

取組を進める中で、有利な補助金等の活用により各市町の費用負担を軽減する必要があることから、各種補助金等を調査、検討した結果、国の社会資本整備総合交付金、交付率が2分の1に相当しますが、それを活用すべきであるという結論に至りました。

そのためには、スポーツ振興ゾーン及び高台ゾーンを合わせて、都市公園整備事業としての都市計画決定を行う必要がございます。

そのため、令和3年度に都市公園整備事業の基本計画策定と同時に、尾鷲市都市計画審議会による決定が必須となることから、先般、東紀州5市町の市長、町長で知事に要望を行い、社会資本整備総合交付金の活用に向け県と協議を重ね、お互いに連携して進めていくことで了解をいただいております。

次に、火力発電所跡地、スポーツ振興ゾーン以外の用地活用についての懸念点について御説明をさせていただきます。

まず、タンクヤードでありました第1ヤードについてでございます。

ここにつきましては、撤去工事中に油臭を確認したため、汚染対象区域の調査を行っており、令和3年度中に、令和4年度以降に対策を講じるための調査を実施する予定となっております。このことから、現市営野球場の撤去開始予定である令和6年度のスケジュールまでに、代替球場建設が間に合わない状況となっております。

また、土地の形状ですが、撤去工事後、構内道路から約1.5メートルから2メートル掘り下げており、海拔約3メートルからさらに低くなっている状況であるため、最低限、元の高さまで埋め戻す必要がございます。

およそ2メートルを埋め戻すと仮定した場合、用地面積約11万2,000平方メートルに対し、土量が22万4,000立方メートル必要なことから、約10億円以上の費用が必要と想定されています。

次に、尾鷲市立運動場につきましては、陸上やソフトボールなどが利用中であり、また、代替球場建設に当たっての面積が不足している現状でございます。

次に、津波避難施設についてですが、平時は市民及び利用者の憩いの場として、また、有事の際は一時避難場所としての築山を設ける方向で、現在、中部電力三田火力発電所跡地構内に、県から盛土材として河川のしゅんせつ土砂の提供を受けている状況でございます。

盛土材提供を受けるに当たっては、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第7条に規定する土砂基準26項目を満たし、かつ、三重県建設副産物処理基準における土質区分第3種以上であることを前提条件としていただいております。

なお、築山につきましては、静岡県袋井市、沼津市、三重県津市などの事例を参考にし、一時避難場所として位置づけるものでございます。

次に、補助金等活用可能な財源検討について御説明いたします。

初めに、今回活用を目指している社会資本整備交付金（都市公園事業）でございます。

今回、都市公園整備事業として、都市計画決定を経て、施設費の2分の1の交付金獲得を目指している状況でございます。

次に、学校施設環境改善交付金（スポーツ施設）につきましては、スイミングセンターや屋外スポーツセンター新改築などに活用できる制度ですが、県教育委員会への確認及び公立学校施設整備事務ハンドブックに、野球場は対象外と明記されているため、残念ながら活用できないものとなっております。

続いて、スポーツ振興くじ助成金でございます。

地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設等が対象であることから、対象経費の3分の2が2,000万円を限度として活用が可能でございます。ただし、当助成金は単年度助成が基本であるため、計画期間が複数年にわたる場合は、事業が完了した年度のみとなります。

次に、地方債について御説明いたします。

過疎対策事業債での対象事業として、公民館、その他の集会施設や、住民がスポーツを楽しむための運動場、野球場、テニスコート、水泳プールなども対象となっており、充当率が100%、交付税措置率が70%となっております。

令和3年3月末で現行の過疎法が期限を迎えることから、延長に向けて、現在、国会において特別措置法案の審議中でございますが、現行の対象事業も継続される見込みですが、過疎債枠の確保が必要となります。

次に、緊急防災・減災事業債での対象事業として、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、緊急時に避難または避難するための施設、築山や津波避難タワー等が対象となっております。充当率が100%、交付税措置率が70%となっております。

近年、災害の激甚化、頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長、令和7年度末までとされております。

説明は以上でございますが、本市を含む東紀州5市町の広域ごみ処理施設建設に向けて取組を進めさせていただきたく、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長 野球代替地についての説明は以上でございます。

ただいまの説明について御意見のある方、御発言願います。

○小川委員 二、三点聞かせていただきます。

代替野球場建設の予定地のところには、ここは油漏れはないってことなんですか。

○三鬼政策調整課長 発電所ヤードでは、今回、第1ヤードを対象としているような油臭及び油漏れは、現在のところございません。

○小川委員 それと、社会資本整備総合交付金、これを頂くためには、今、都市計画とかやらないと時間がないというふうに理解すればよろしいんですか。

○三鬼政策調整課長 社会資本整備総合交付金を活用するためには、都市計画決定をいただいている国の対象となる事業となることが前提ですので、このためには都市計画決定を速やかに行った上で、年度に間に合うように進めていく必要があるという理解でお願いいたします。

○小川委員 その6年度の現野球場の解体までにはそれをすると、ぎりぎりです間に合うぐらいになるんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 確かに6年度スタートに間に合うように、最大限努力しているという状況でございますので、そのためにも、一刻も早く都市計画を決定して

いただくための材料となる基本計画の策定と同時進行で進めさせていただきたいと思っていますので、間に合うことを目指して、今、取組を進めさせていただいております。

○小川委員　最後に1点、過疎対策事業で充当率100%の70%、あれですか、措置率、これを大体幾らぐらい予定しているのか、その下の事業も、これ、幾らぐらい予定する、もし大体でも分かれば。

○三鬼政策調整課長　確かに、今後、年次計画でいつの年にどのような費用が要するかというのは、まず基本計画を立てていただいて、どのような条件の下に建設費用が必要なのかも含めて、財政当局とも必要になってきますので、確かに、過疎枠は尾鷲市が希望する額がそのまま頂けるわけではない場合も多いですが、最大限、過疎債を充当しながら、交付金と合わせて市の負担が少なくなるように詰めていきたいと思っています。ですので、基本計画策定後に詳細については進めていく形になると思います。

○奥田委員　教えてほしいんですけども、この社会資本整備総合交付金、対象経費の用地とか3分の1と、それから、施設費は2分の1ということの交付金ということですが、これは都市計画決定が前提ということですけど、期限とかってあるんですか。

○三鬼政策調整課長　現在のところ、社会資本整備総合交付金の中で都市公園事業については、特に何年までという時限立法という扱いではない現状です。

○奥田委員　時限立法じゃないんですね。なぜ、僕、急ぐのか、そういつて選挙もあるし、何でこんな3月のもう議会が終わってから、これ、3月31日に上げてくるということやけれども、焦るのかなと思ったんやけれども、別に、これ、時限立法ってわけじゃないんですね。これからずっとまだあるという理解なんですよ。だったら、別に急ぐ必要ないんじゃないかなという気はするんですけど。

というのは、今、時限立法だったらというふうに言うのかなと思っておったんやけれども、例えば2年前、平成31年の1月やったかな、緊急防災・減災事業債の発行も令和2年までで終わるんですよと、だから令和元年、令和2年でやらないと間に合わないんですよと言われて、あれも債務負担行為かな、あんなイレギュラーの歩き方して、僕らも、いや、それ以降もあるやろうというような意見もあったと思うね。でも実際、最後のところに書いてあるように、去年の12月かな、あと5年、令和3年度以降も5年間延長しますと、やっぱりなという感じがするんですね。だから、こういう緊急防災・減災事業債も続いていくと、これからもまだこれも続

いていくって言うし、この社会資本整備総合交付金も、今終わるというわけじゃないし、この3月末で終わるわけでもないんだったら、僕はやっぱりまだこの都市計画決定、やっぱりまだごみ焼却施設の市民説明会もしてないわけですよ。

ほいで、パブリックコメントにもあったように、あそこに浸水域の4メートルのところへごみ焼却施設を断念したのに、また、子供たちが野球をするそれをそこに造ってもええのかという市民の方々の意見もあるし、だからそういうふうなやっぱり意見調整というか、やっぱり執行部のほうもきちっと丁寧な説明をした上で進めていかないと、慌ててもう都市計画決定するんですというのはあまりにも強引というか、市民軽視という気がしてならないんですよ。

まずはやっぱりあそこに野球場、今の市営野球場、候補地が挙がりました。その代替地をあそこ、今の発電所跡に持っていきたいんですという、これに対しての市民に対する説明、合意というものが、まず時間をかけてやってもらう必要があるんじゃないかな。だから、これ、選挙が終わってからでいいんじゃないですか、こんな場当たり過ぎ、3月末にやる必要ないんだったら。いかがですか、その辺、担当課として。

○下村副市長　　今回、年度末に予算計上させていただきたいというのは、冒頭で課長のほうが説明いたしましたように、広域ごみ処理施設が令和10年4月の稼働を目指しておると。そういった中で、その工事の兼ね合いで野球場の解体が急がれます。それまでに新しい野球場、代替施設を建設する必要があるということで、こういうスケジュールになったものであります。

○奥田委員　　そういう結論ありきの、副市長、それはやっぱり市民に対する市民軽視です。市民に対してきちっとした説明せんと、いや、こういう結論だから、こうせなあかんのですよというような、そういうふうなやり方というのはやっぱり市民軽視、市民無視ということになりますから、きちっとやっぱりもうちょっと丁寧な説明していかないと、いけないと思いますよ。これ、やっぱり強引過ぎますわ。もう選挙が終わってからでいいじゃないですか、そんなもん。

僕、もう一つお聞きしたいのは、第1ヤードで油漏れがあったと、これもこの前初めて言われて、僕のフェイスブックにもネットワークですぐ市民の方々から問合せがあったり、電話もあったけれども、その後。そんな話があったんかと、そんな話があったんやったら早よ言えよって怒ってきた方もいらっしゃいますよ。あんたら聞いておったのかって言うて、聞いておたら早よ言えよってね。そんな大事なことを市民に言わなんだのかって言うて、物すごく怒った人もおった。

だから、こういう油漏れがあった、第2ヤードももしかしたらあるかもしれない、普通そうでしょう、考えるなら。発電所跡だってタービン建屋があり、煙突があるわけですから、だから、あそこもあるじゃないかと。南側だって残骸とかいっぱい置いてあったやないですか、今まで置いてあるのかな、撤去したのかな、あれ、そういうのもあってね。

ほいで、だって第2ヤードの丘陵地だって、いろいろなものが埋まっておったんやって言うて、それであそこ、広域ごみ処理施設を断念したって経緯もあるやないですか。いろんな土壌調査を、中電はやるべきやと思うんですよ。そやないと、市民の方、安心できないもの、これ。そうでしょう、僕、前から言うておるように、土壌改良どうなんですかってずっと言うておるけれども、それは中電さんがやってくれるんだという話でしたけど、だったら、先に中電さんきちっと土壌改良をやってもらわないと、これ。

それと、この前、高村さんも言うておったけど、変電所やってあと10年後に撤去するという話もあるんだったら、そういうことを踏まえた都市計画ということを考えなあかんし、あそこ、都市計画、考えるんやったら。

だから、そういうことを総合的に考えていかなあかんの、野球場を、副市長言うように、野球場も撤去せなあかんもんで、すぐやらなあかんのですよというそういう論法では、誰もそんなもの納得しません、市民の方々。普通に考えるとそうじゃないですか、だって、この油漏れの件でも僕ら怒られたんやでね。おまえら知っておったんやったら早よ言わんかって、そんな大事なことって言うて。いや、僕らも初めて聞きましたって言うてんやけどさ、そんな状態です、今、市民の方々の反応というのは。

もう少しきちっと、だって、野球場、あそこへ持っていくってこと自体も相当クレームが来ているのに、もうちょっと土壌管理ちゃんとせよというのも、そういう油漏れもあるんやったらちゃんと言えよと。僕らも初めて聞いたって言うても、僕らみんな知っておると思うんさ、市民の方々。議員はみんな知っておると思っておるでね。僕らが迷惑です、ほんま、あなた方が情報を出さないことに対して、相当迷惑しておるやで。それを分かってくださいよ、課長。まずは市民の方々にきちっとした説明、これがまず先ですって、きちっとした説明を。

○南委員長 答弁をいただきます。

○三鬼政策調整課長 その油漏れの件で御説明をさせていただきます。

たしか、記憶は何年って言えませんが、確かに油漏れに関しては、第1ヤード

で油臭があったということは、過去の定例会での答弁や委員会でも発言をさせていただいたふうに記憶しておりますので、そういうことも含めて、確かに土壌改良が必要なところは、その汚染物質によって程度がございまして、それは中部電力が県の環境室、そちらと指導の下、適切にやっていくというルールがございまして。

今回の第1ヤードの油漏れは、現状、私たちが聞いているのは、その調査をしないといけないぐらい各所にあるということで、それも含めて、令和3年度にその油漏れに対する対応方法や流出の防止とか、各講じることを調査するために令和3年度必要で、令和4年度以降にするというのが現状でお聞きしておりますので、やはり安全に使っていただくためには対策をしなければいけないというふうに、私たちも中部電力様にも申し上げておりますし、それも含めて、中電電力は対策を講じていただけるものと確信しております。

○奥田委員　　しつこく言うつもりはないんですね。いや、課長、もうちょっと市民目線になってください、市民目線に。あなた、市民目線になっていないから、本当に、どこを向いてやっておるのか知らないけれども。

だって、これ、今見ても、令和3年度中に令和4年度以降の対策を講じるための調査をするって言っているんでしょう。まだまだ、これ、せなあかんやないですか、調査を。ほんで、こういう油漏れがあったら当然、第2ヤードはそうでしょう、発電所跡もそうでしょうって普通に思いますよね。だからこそ調査を、当然、僕は土壌改良、必要だと思うんですね。

今ある野球場のところ、あそこは大丈夫やと思うけれども、ただ、市民感情として、仮にあそこへ今の野球場を、あそこにある火力にある、あれを整備するってなったとしても、じゃ、その周辺どうなのと、そのタービン建屋はどうやったの、煙突のところどうやったの。当然、やっぱりそこが土壌改良どうなのか、土壌改良、僕、必要やと思うけれども、当然。その土壌調査とか、これ、きちっとしてもらって、変電所の跡とかも、これ、どうなのか、10年後撤去するという話もあるし、そういうことも含めて、やっぱりきちっとした情報を市民の方々に提供するという意味で、やっぱり最低限そういういろんな調査が出た段階で、こういう都市計画決定すべきですよ。

今、土地計画決定して、どうするんですか、こんなこと、これ。順序が、僕、全然逆というか、結論ありきでばんばんいって行く、市民を完全に無視してやっていく。これで市民が、こんな市民不在で、加藤市政ずっとこの4年間そうでしたけど、こんなので市民が納得すると思います、課長。市長に聞こうかな。

○三鬼政策調整課長　確かに委員おっしゃられるように、私たち、行政を進めさせていただく上では、市民の方、議会、議員の皆様にご理解いただいで進めさせていただくのが、最低、努めなければいけないことですし、1点、今、おっしゃっていただいたことで、一つだけこちらでも認識を述べさせていただくと、変電施設が、10年間は契約が残っているというふうな理解で私たちも認識しておりますが、その後どうなるかについては、私たちも中電との話合いの中では聞いておらないというのが現状の正しい情報でございますので、それは御認識いただきたいのと、やはり撤去工事を進めていく中で、発電所跡地はもうほぼほぼいろんな調査も終わっているということで、現時点で私たちはそこに関しては油漏れの情報は得ておりません。ですので、第1ヤードが深刻なというか、油漏れが発見された状況ですので、発電所本体につきましては、冒頭に申し上げましたように、広域5市町のごみ処理施設建設に向けて、4市町から強く求められている交付金獲得のスケジュールも含めて、都市計画決定を前提とした基本計画策定を進めさせていただきたいというのが、今回のお願いでございます。

○高村委員　聞きたいことが2点ほどありまして、基本的な考えから言いますけど、先ほど奥田委員言われた市民本位というのは、それ、一番ですよ。それを言っておきます。それで、市長にお聞きしたいのは、この築山とか野球場、絵を描いたときに、私の耳に熊野市長の意見も大分参考にされてもろうたというのを聞いたんですけど、本当ですか。こういう絵を描いたときに。

○加藤市長　あれする場合に、要は5市町で最終的に野球場を移転するときに、その際にどの場所かということについては、我々としては中部電力の跡地ということを考えているというところからスタートしている……。

(発言する者あり)

○加藤市長　我々が、まだね。そのときに熊野市長からの話というのは、やはりこれは当時8億、全部で今上限額を8億4,000万か5,000万で設定されて、それをもう実費で、要するにそれぞれの単費で使うというのは、いかにして交付金を使いながらこの経費を安くしていこうというようなお話も、御意見として熊野市長からいただいでいました。

○高村委員　それで、私は間違っているのはよく考えてくださいよ。あの中電の敷地内でどういうことを尾鷲市はするか、交流人口をたくさん取って、尾鷲市の町が潤うようにするわけです。熊野も、そう考えておるんですよ。熊野の意見をもろうたんでは、ちょっとでも尾鷲市が魅力なかったら熊野に泊まる人は増えてくるん

です。それをまず基本に考えて、自分らの町は自分らでどうしたら少しでも人間が来るのか考えなあかんと思う、それが基本だと思うんですよ。

そいで、その結果、野球場を造って、築山をここへしたら、尾鷲の魅力である海が全然見えない。ほいで、この東の海岸のところにはホテルがいいと言うて、5階建てのものがもし建つとすれば、見えないわけです。私は、それよりも中川沿いの一番右の入り口のほうにホテルを建てて、津波が来たらそこへ逃げられるように、どうせホテルを建てるんやったら、そこまで考えてこそがやっぱり市長だと思うんですよ。そういう案をみんなと話しせなあかんと思う。

ほいで、これ、言いとうなかつたんやけど、最初、野球場と言うたら、私が一番先に言うたの覚えてますか。

(「覚えています」と呼ぶ者あり)

○高村委員　それが、市長の答弁では、私の頭にはゼロ%ですって言うたもんで、最初からなかつたんです、市長の頭にはね。ほいで、3週間して、ええ場所が見つかりましたでって言うもんで、どことって思ったら、野球場ですって言ったもんで、僕は開いた口が塞がらんぐらいがくっとしましたよ。何で議員の言うたのを、1%でも2%でも持っています、高村さんの意見を頭に入れておきますと言うてもらわなんだと。そいで、この野球場とか築山の絵を描いてきたんやって、一番最初の入り口を間違うておるんやで。私の言うたように、こういうことも考えられるということ、もう一度白紙から考えてくださいよ。それを要望します。

○加藤市長　このSEAモデル計画の中部電力跡地の、交流人口を高めるがためのいろんな構想というのは、今現在、考えているところでございます。

これはさておいて、最終的に、現野球場を広域ごみ処理施設の建設予定地とするということに決定させたい。当時は、やはり中部電力の跡地でできるであろうというような話で一応済んでいたんですけども、紆余曲折がありまして、いろいろもあって、最終的にはそうなったという経緯がございます。そういう話でございます。

○高村委員　当時であっても、やっぱり中電の敷地内、ほいで、4市町のお金のかからない場所、ほいで、最後は津波の来ても廃材ら燃えない場所というと野球場しかなかったと思うので、僕は提案したんですよ。そこを考えたもろうてないというのは、残念に思いました。

以上です。

○内山委員　僕は、スポーツ競技としては水泳なんですか、身の回りに同じ子育てをしているメンバーの中に野球だとかサッカーだとかしている保護者の方もいっ

ばいいらっしゃいまして、その中で一番よく聞くのが、今の野球場の利便性ですね。やっぱり車に当てないように駐車場でキャッチボールを、ウォーミングアップをやったりとか、そういう工夫したことをやっているの、代替野球場に求めるものは、その利便性をもっと高めてもらう新しい野球場が必要だということ。

それと、もう一つは、やっぱり津波浸水域だと騒がれていますので、やっぱりそこは心配になってくるところもあるんですが、築山と、それ以上にもっと防災の取組を示していただければもっと安心してくれると思いますので、その考え方をお示しくください。

○加藤市長　確かに4.5メートルの海拔の中で野球場を造ると、そのための防災に関するいろんな手法を考えていかなきゃならない。

まず第一に考えた築山を、まず一時避難場所として、同時に、やはりこの分については、尾鷲であれしています、標語となっております、「津波は、逃げるが勝ち！」って、そういう野球場からの避難経路です、そういったものもきちんと考えていかなきゃならないということや。

そのために、私としては今回の場合の基本計画をつくらせていただいて、早く着手したいと。そのためにも、今年度中に都市計画を決定していただきたいと。こういうスケジュール的なものも含めまして、そういう形で進めていきたいなと思っております。

○内山委員　よく分かりました。

市民の皆さんに安心をもっと理解していただけるように、周知のほうも情報提供のほうもよろしく願います。

○三鬼政策調整課長　先ほどの内山委員様の質問の中で、いわゆる現在の野球場の使い勝手が悪いところも次へ生かしてほしいというお話でしたので、それも含めて、今回、都市公園事業として整備させていただけるエリアの中でどのようなレイアウトが組めるのかを、基本計画の中でできてからの使い勝手のよさも含めて、可能な限り議論はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○野田委員　いろいろ話を聞かせてもらう中で、議員はSEAモデルにも協議会にも入っていませんし、ちょっと不透明なところがあるんですけども、理解しづらい部分があるんですけども、中電との関係が市長の対応ってほとんど見えてこない中で、今、Sの部分は築山を造って、野球場、ここへ持ってくるだけの話をやられておるわけですよ。そういう急いでというか焦ってやるという、この年度末でどうこうということをおっしゃるんですけど、僕は、これ、非常に心配です、そういうや

り方されたら。もっと深掘りしてもらって、市民が納得するようなことを方向でやってもらわないと、こんなやり方で急いであるようなことじゃないです、あんな。

○加藤市長　今回のこの広域ごみ処理施設を5市町で一応運営し、行っていくということについては、令和10年にスタートさせようというような方向で進んでおります。

この件につきましては、これは要するに尾鷲の市民の方々も、やはりこういうごみ処理施設をきちんと広域で造らなきゃならないなということについては、私は認識はさせていただいていると。毎年毎年、現に清掃工場でかかる多額の修繕費等々を補えるような、そういう施設というものは早く造ってくださいというようなお話はもう聞いております。

今回の場合のこの分については、要するに代替野球場、そのために広域ごみ処理施設の建設予定地にそれを造るためには、どうしてもやっぱり野球場についての代替地が必要であると。それを、要するに、広域ごみ処理施設が着工する、要するに取壊しをする前に、やはり移転をしなければならぬということなんです。

全体的にしますと、全体的な一応のS E AモデルのS部分のゾーニング計画というのは、一応御説明させていただいた形で、それを具体的に、今、取り進めておりますけれども、まだ御報告していないのが現状でございます。

今回は、スポーツ振興ゾーンにおける具体的な方法を御説明させていただいて、今回の場合には、特に、広域ごみ処理施設を建設するに当たって、この代替野球場を早く建設させていただきたい、そのための基本計画を早くつくらせていただきたいと。

それは何でかという、やはり早くつくるといふ、早く移転するということと同時に、有利な交付金なりをきちんと活用させて、要するに費用を軽減させていきたい、こういうことで今回御提案させていただいております。

○野田委員　有利な交付金って言いますがけれども、先ほどからこういうのは分からない状態の中で、まず一つはきちっとした設計が見えてこない、1点。

ほいで、中電との関係がどのようになっているのか。この、今、2番目に中部電力三田火力発電所以外の用地、想定金額10億円とか書かれていますけれども、こういうところも、きちっと中電と、S E Aモデルか分かりませんが、話を詰めてどのようになるかというものをまずきちっと明確にしてやらないと、これを造ったらいけないという問題じゃないんですよ。

ほいで、野球場と広域ごみ処理施設の建設に、タイム的、時間的ずれが生じるか

も分からないけれども、きちっとしたイメージというんですか、やり方をきちっとして市民に説明することがまず大事なことであって、慌てて急いで、加藤市長の実績になるか、公約か実績か分かりませんが、なるか分かりませんが、こういうことを焦ってやって、この数か月か何か月か分かりませんが、そこら辺をきちっと明確に示すことが、僕はこれは大事なことだと思っています。

まあ、これ、繰り返しても、僕らどうこうということは言えませんので、その中電さんとの話も途絶えてしまっておるとかそういうことを聞くと、本当にこれでいいのかという気持ちが僕は持っています。その点どうですか。

○加藤市長　　中電との交渉については、ずーっとこの方、2年以上やっております。やっていますけど、お互いの意見がうまくかみ合わないところもありますので、これからどんどんまだ交渉もしていきたい、こう思っております。

今回の話につきましては、何度も申し上げますけれども、広域ごみ処理施設をスタートさせるための、代替野球場を造らせていただくための基本計画のため、早くスタートさせていただきたいということでございますので。

○野田委員　　この2番目のほうの土地改良の部分がある、こういうところは中電さんにはお聞きしたんですか。中電が全てという。

○三鬼政策調整課長　　中電とは、土地の活用やいろんなところは定期的に話をさせていただいております。現在の第1ヤードも、例えば企業進出に当たってお話があるたびに現地を御案内したりする中、現状の油対策が必要だということも説明しながら、きちっと連携は取って、中電の情報も私どもの情報も相互に協議はさせていただいておりますので。

○野田委員　　そしたら、この想定金額10億円要りますけど、どうこうという話のほうは詰めているんですか。その点、どうですか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　現状、第1ヤードにつきましては、先日別件の案件で見てきたんですけど、現状3メートル下がっている状況です。3メートル下がっている状況の中で、中部電力としては、元の道路の位置までは埋め戻さないというお話をいただいておりますので、それからすると約3メートルの土砂を埋めないといけない。そうすると、その場で話があったのは、山一つ崩さないといけない、土砂が要るといふ話まではその場で確認させていただきました。

○野田委員　　山一つ壊すというか、潰すということだけの話ですか。ここをどういう形にするとかも、まだないわけですか。分からないもんで、聞くんですけど。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　現状のままで進出される企業に渡すという話を。

○小川委員 前の委員会的时候、高村委員のほうから小原野では駄目なのかという話ありましたけど、その点はどうなんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、先ほど資料の中で尾鷲市立運動場も含めて、いろんなところに面積を当てはめたことはございまして、その中でも、小原野は残念ながら活用できる土地に当てはめてみると、野球場の形に収まらないということですので、そういう御理解でいただきたいと思います。

○小川委員 最後に1点だけ。

その野球関係者の方に、内山委員も言われましたけど、その意見というの、まだいろいろあると思うんですけど、理解は得られておるのかどうか、それだけ。

○下村副市長 まだ広報になる以前の問題なんですけど、野球場を火力構内へ移転するということについて、体協会長、軟式野球連盟の理事長、軟式野球連盟尾鷲支部の会長、それと、スポーツ少年団の代表の方に御意見をお聞きしましたところ、施設が新しくなるのであればと。それと、現在の用地は日影になるのが早いということで、冬場、寒いのでということで、それが解消できるのであればというような御返事はいただいております。

○仲委員 先日の委員会にも私はいろいろ説明をしたつもりなんですけど、この今回の題材の野球場については、令和2年の11月10日に、おわせSEAモデル構想の中間報告で執行部から説明がなされています。配置図とスポーツ振興ゾーン、野球場の諸元と、それから、今言われる築山ですか、これについては出されておるんです、説明もされています。今回、初めてこの議会に出されたものではないんですね。

それで、もう一度言うと……。

(発言する者あり)

○仲委員 そうなんですよ。初めて出されたものじゃないんですよ。

○南委員長 発言を進めてください。

(「それ、決定ではない」と呼ぶ者あり)

○仲委員 うん、決定ではない、説明されておると。

それから、今回、臨時議会で、2月10日に東紀州の組合設立の協議の議決がされておると。これ、議決がされたということは、焼却場が議会で承認されて、五つの、進めるという意思表示を出したってことですね。

そうすると、今までのスケジュールで行くと、令和6年度に焼却場が、令和6年度に造成工事を含めて解体をしたいと、新野球場を。私は一般質問で、解体、着工

を焼却場の着工のときぐらいは新野球場をできているか、新野球場が着工されていないといふ駄目ですよという、それは市長から回答いただきました。

ということは、補助事業を取るということは、やっぱり急いでせんらんですよ。悠長にやっておれません。そんな、5市町で既に焼却場をやるという決定を出して、新野球場を造るのに遅れたもんで待って、それは説明できません。補助事業を取るためには急いでやるというのは、本来の姿勢です。

今回、説明いただいた第1ヤードと尾鷲市運動場の比較検討の中で、いずれもこれは無理やという執行部の説明ありましたが、ほかに新野球場の立地ができる場所がないのか、それでもってこうしかないかということを確認に御説明ください。

○三鬼政策調整課長 私ども、広域ごみ処理施設が野球場に行くというときから、相当長く議論させていただいた中では、野球場の面積が足りるところは、現在のところ中部電力発電所構内、ここ以外に面積で足りるところはございません。

○仲委員 そうであれば、悠長に構えておって、どれだけ考えたって実施場所はないですよ。ということは、限られた時間に議会もそれに対応して、やはり慎重な審議をすべきだと思うんですけど。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 仲委員の発言、反論するわけじゃないんですけどね。反論はしませんけど。

悠長に構えておったらあかんと、それ、よう分かるんですけど、早よせなあかんと。ただ、その令和2年11月10日に説明を受けています。ただ、僕、平成30年の、遡るで申し訳ない、平成30年2月16日、今から3年前、発電所跡に持っていくと、その後も市長は万の1のことがない限り、だからもう1兆分の9,999億9,999万9,999の確率でやると、あそこで。ということで、計画として令和7年稼働だったんです、7年。今日聞いておると令和10年と言うもんで、一部事務組合が、市長の責任って重いと思うけれども、議会も発電所跡でええってほとんどの方言われておって、今になってまた野球場ったら野球場でええやないかと、そういうふうな発言も僕は無責任やと思うんですよ。発電所跡が最適ですって言われた議員の方もいらっしゃった、誰とは言いませんけど、言われておって、今はもう野球場でいいですって。そういうのも僕どうかなと思うんですけど、一貫性がなくて。

その令和7年の稼働って言うておったのが、もう一部事務組合も1年も遅れて、去年4月に本当は事務組合、設立せなあかんかった。この1年延びたことに、どれ

だけ無駄な税金が使われているか。これ、5市町から1人ずつ来てもらって、ほかの4市町から来てもらってやっておるじゃない、その人件費だけで物すごいですよ、これ、1年間、各市町で考えたら。

それで、相当、これ、無駄な税金を使い、労力を使い、時間を使い、しているわけですよ。これ、誰の責任かって、僕、市長の責任やと思うんやけど、加藤市長のね。議会も悪いと思うけど、これ。発電所跡でええと言いながら、できなんだんやでね。議会も悪いですよ、私も含めて責任を感じなあかんと思うけど、ただでさえ遅れているわけですね。遅れておって、もう今野球場ということで、候補地ということで今進めるってことで、一部事務組合設立になった。ただ、まだきちっとした説明って、このまま行っていいのかなって感じするんですよ。遅れたから早よせなあかんのやって、遅れた責任は誰にあるのと。市民から言わせれば、無駄な税金を使って遅れておったのは誰の責任なのと。早よせなあかんのやと言いながら、説明も中途半端な説明しか受けずに、行くんかいということに対しても、僕らに説明をようせんしね。

だから、そういう意味で、市長は、僕、万に万に万のーのことがない限りということを言われるけど、猪突猛進というか、あわてんぼうなんか知らんけれども、どーっと走っていきますよね。発電所跡ってなったらだーっと走って行って、あかんとなったら、今度、野球場ってなったら、野球場、決めた、行け、どーっと。何か中途半端な拙速ですよ、僕に言わせれば。もうちょっときちっと、さっき仲委員言われたような慎重な議論、慎重な考えで進めたらええのに、ここってなったらここ、どーって行く、強引にどーって行ってしまおう、こういうやり方が、結局、無駄な税金を使ってしまっているわけですよ。結局、いろんなことをして行って、野球場ってことになって、その移転とかあるもんだから、令和7年稼働が令和10年になってしまったんやと思うけれども、だから3年も遅れてしまっておるんでしょう、当初の予定からもう。だったら、もうちょっときちっと慎重な議論せなんだということ肝に銘じて、同じ轍を踏まんように慎重な議論されたらどうですか。

○三鬼政策調整課長　確かに中部電力跡地から始まった広域ごみ処理施設の話は、そのときそれぞれで真剣な議論をなされた上で、こういう経緯になったというふうに理解しております。

やはりその上で、現時点で現野球場候補地として5市町がそろって、令和10年4月を目指していこうという決定をされた上では、現時点で何が一番いいのかというところを足元を見詰めて考える中で、私たちはやはり広域5市町の一つの方向性

である令和10年4月の開設に向けて、やはり市民や町民の負担ができるだけ少ないような社会資本整備交付金の獲得を、一つの命題として各市町からの意見としてもいただいておりますことから、やはり尾鷲市民の土地であるところでもありますことも踏まえて、私たちも最大限、尾鷲市民にとって一番いい形を考えつつも、広域5市町の協力も得ながらするために、やはり、今、時間をかけて議論をすべきという御提案ですけど、今のところやはり広域5市町での統一した見解をなすためには、やはり令和3年度に基本計画を策定し、都市計画決定をいただいて、進めさせていただきたい、それが今のところ一番いい方法ではないかというふうに考えております。

○楠委員 先ほど市長が、今年度中に土地決定をするんだと言ったんですけど、その決定までのスケジュール、教えていただけます。

○三鬼政策調整課長 今年度というのは、令和3年度という意味と御理解ください。私ども……。令和3年度。

(「次年度」と呼ぶ者あり)

○三鬼政策調整課長 次年度という意味の、今年度ということで御理解ください。

基本的には、現在、建設課が都市計画決定、都市計画審議会の担当でございます。私たち建設課や、三重県の建設技術センター様ともいろんなお話をさせていただいている中で、やはり今回御提案申し上げしている、いわゆる都市公園整備事業の基本計画、これの策定が先決でございます。

それで、ある程度得られた情報を基に都市計画審議会に諮らせていただいて、その中で、前回の委員会で楠委員からも、通常2年からそれ以上かかるものが普通だというふうにおっしゃっていただきました。建設課もそういうところが通常かもしれませんが、今回、やはり社会資本整備交付金を一刻も早く活用して早期に建てるためには、その短縮についても、関係機関、いわゆる三重県や関係機関と精力的に相談しながら、短縮できる方法を今模索しているという状況でございます。

○楠委員 大体概要は分かるんですけど、もう少し落ち着いて話しすると、都市計画決定するんやと都計審は1回じゃ済まないですよ。それと、個別計画をやるってのは、それは別に悪いことじゃないんですよ。その上位計画も何も決まっていなくて、何で慌ててやるの。総合計画も都市計画マスタープランもまだできていないんでしょう。上位計画ないのに、勝手に個別計画が動けるんだというふうに、尾鷲市はそういう行政をやっているわけと思うんですけど、その辺、どうですか。

○三鬼政策調整課長 やはり現在、本日の夕方にも第7次の総合計画の審議会ございますけど、現時点では年度的な第6次総合計画を基本として考える中、都市計

画マスタープランも、現行の中で次を見直しを、今、先日も委員会で御説明があったように、検討しております。

ですので、やはり現在の総合計画、現在のいわゆる審議中の総合計画もまだできておりません状況の中は、現在の第6次計画に沿った形を基本に、その中で尾鷲市が目指すものを含めた上で、議論をさせていただきべきかなと思っております。

○楠委員　6次でも第7次でもいいんですけど、概念図にもまだ6次は落ちていないですし、第7次にしても、今見直しの都市計画マスタープランでもまだ策定途中で、一応の位置は、拠点としての考え方は落としてあるんですけど、いずれにしても、パブリックコメントをもらわないことには前に進まないんですよ。そういうことも踏まえて、やっぱりしっかり考えてはいけないのと、先ほど奥田委員は言いましたけど、住民説明会も何もしていないうちからこのことだけを急ぐこと自体が、本当に行政運営として適切なのかどうか、そういうところもしっかりやらないといけないでしょう。

もう一つ、もっと私が気になっていたのは、私が引っ越してくる前に、今はもう廃屋状態になっているプールがありますよね、矢浜に。温水プールでしたっけ、スイミングクラブか。あのスイミングクラブ、私も聞いた話なので、そこまで確証はないんですけど、当時、議会に修繕費用を出したら、津波の危ないところだから否決されたという話を聞きました。それだったら築山を造ろうが何しようが、今の火力発電所は津波の場所なんですよ。だからスポーツ団体の役員が、新しくなってきたいいからいいやではなくて、市民とか子供たちの安全安心を考えたときに、本当にそこがいいのかどうか。何か起きたときは、東北の地震じゃないけど、大川小学校みたいに結局裁判で負ける。それは当たり前の話ですよ。

それが、市長が2期もやって3期もやってくれるなら、それはそこで責任を取ってもらえばいいだけの話だけど、実際、本当にそこが安全な場所なの、市民のために安全安心の場所なのというところもしっかり議論しないと、場所がないからあるからないじゃなくて、なかったら今の市営グラウンド、整備したほうがいいんじゃないですかと私は思うんですよ。距離が足りなかったら、フェンスを高くすればいいですから。両翼100メートルなんてなくたっていいわけでしょう、子供の野球場だから。

そういうことも総合的に考えてやらないと、本当に慌てて、いや、この交付金が出るからどうのこうのとかというお金の話じゃないでしょう。まずは安全安心を考えて、そこに有利な補助制度があるのかどうかをやらないことには、先走ってお金

だけ追及してもしょうがないですよ。私も補助金がもらえるのなら、それはこうしたことないです、仲委員の言っているように。ただ、もう少し考えなきゃいけないことがたくさんあるでしょうということをお願いいたしますよ。

それが、市民の方が理解してもらえるのかどうか。それはやっぱり市長としての責任は、市民目線で物事を考えるというのはもう当然の話なので、それを動くのがあなたたち執行部の話や、職員の話なんだ。

だからもう少し、私はやっぱり皆さんに説教をするわけじゃないですけど、もう少し何か深掘りしたときに、何が抜けていないのか、抜けているのか、大事なことがあるのか、ないのか、やっぱりそれを整理した上で、ここにやりたいことを書いているのは誰でもできるんです、やりたいことを書くのはね。だから、私たちに見せるのは、こういうことで安全です、こういうことで大丈夫なんですというのを見せて、市民がなるほどだと納得するものをつくらないと、ここに書いたものだって、一般質問でも一言言いましたけど、美辞麗句並べるなら誰でもできる、分かりますか。そこをしっかり考えた上で、この事業をやるには私は賛成はしますよ。あの山奥のごみ焼却場は困ったもんだなといつも思っているんですから。だからもう少し物事を整理した上で、こういう事業があるので、こういう補助があるのでとやっていかないと、市民とか安全を置き去りにしてやろうとしていることは、大きな問題ですよ、これは、ということをお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　確かに私たちSEAモデル担当させていただいた中、特に発電所があったところは海拔4.5メートルということで、いろんな事業者様と話しするときには、津波の可能性についてはもう数十回も話し合いをしてきました。

その中で、津波があるから活用しないのかということではなくて、津波の浸水域ではあるけど、どういうふうにして有効に活用するかということの中で、知恵を出し合っていくのが私たちの仕事だと思っています。

そういう中、先ほど委員おっしゃられた、いわゆる野球場と築山の関係も、築山は、確かに築山さえ造れば全て助かるというものではないというふうに私も思いますし、だけど、一時避難所として救える命を救ったり、あとは避難経路も含めてどういう形で活用もしながら避難対策もするかということでは、みんなの知恵をいただきながら進めていきたいと思っていますので、やはり慌ててしてはまずいことも出てくると思いますので、慎重かつ、急いでやらなければいけないことはその機を逃してはいけないと思いますので、そういう形で気を引き締めてやりたいと思います。

○楠委員　　今、課長がおっしゃるように、事業としてのそのものは私は否定はし
ないんですけど、やはり安全安心というところで、先に住民説明をして理解をいた
だくのであれば私は問題ないと思うんですよ。目線は、だからあなたたちじゃない
んでしょう、市民でしょう、その後に事業費がどうなるかという話でしょう。事業
費があるから市民じゃないんですよね。本末転倒な話なんですよ。

そこを考えないと、だから市民がもう諦めているんです、正直言って、私もいろ
んな人と話をするんだけど、尾鷲市に会いに行ったってどうしようもできないし、
どうでもいいやという人がたくさんいるの。何でそう思われるかということも理解
した上で、やはりいろいろ進めなきゃいけない事業は、市民目線で考えたときに何
が大切な。税金取るだけが能じゃないんですよ。やっぱり市民の安全とかサービ
スとか、そういうものが最上位になった上で、こういう事業を進めていくというこ
とは大切なので、それはもう皆さん、研修に行ったら教わるのは根本でしょう、そ
こはね。研修所へ行って、そうでしょう。だから、市長が何が言っても、ちょっと
おかしいなと思ったら、市長にやっぱり提言しなきゃ駄目なんですよ。そうじゃな
いでしょうと。それをやるのがあなたたち管理職の仕事ですから。理事でもあって
ね。

だから、もう少しここにたどり着く前の考え方をしっかり示してからじゃないと、
私、まだ問題あると思いますので。

以上です。

○加藤市長　　今回の話につきましては、野球場の話についても、このSEAモデ
ルの全体のスポーツ振興ゾーンの話についても、まず、その野球場の話については、
私は代替地、その野球場がなくなるんですから、絶対代替地が必要であると、必要
であるからには場所を探さなきゃならない、そのときに適したのが中部電力のこの
跡地、発電所跡地だということです。その中で、当然こういう浸水域という話の
中で、その中で、やはり避難経路にしろ、避難場所にしろ、こういったものを最大
限考えながら進めていくというのは、当然のことながら、それは最低必要条件だと
思っております。

だから、要するに、さっき担当課長が申しあげましたように、事業性ということ
もやはり考えていかなきゃならない。要するに、我々としては交流人口を高めると
いうことの中で、要するにスポーツ振興ゾーンというのは、その中の一つの大きな
要素であると。しかし、やっぱり安全性ということ考えた場合に、どういう方法
があるのかということも含めて、今回、基本計画の中で十分議論してつくり上げて

いきたい、このように考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員　先ほど仲委員がお話されておりましたように、広域のごみ整備ということがもう既にスタートしだしておるということを認めたということなんですけれども、先ほど市長の説明も分からないでもないんですけど、野球場を造るのに場所を、大きさとか考えたらあそこしかない、私どもは津波の面から第1ヤードのほうがいいんじゃないかと、ごみももともとは個人的には大丈夫なんかというところからスタートしていますよってあれなんですけど、そういった意味では、津波、先ほどプールのことも出ておりましたけど、津波の心配があったので、できるだけ近いところという、高台に近いところという発想がありましたもので、そういった気持ちがありました。

ただ、1ページの中部電力という1のアかな、これが中電の見解であるとすれば、我々がもうどうこう言うあれにないんですけど、ですもんで、この前も言いましたように、S E Aモデルの中でSゾーンや何やじゃなくて、実際この事業費については都市公園整備ということでやるわけですから、野球場以外でも周りも含めて、やっぱりこれの条件整備する中で、じゃ、津波とか対策はどうやって、そういうのを消去法でクリアしていただくということが、我々に対しても市民に対しても理解を得られるんじゃないかなって。野球場は野球場というんじゃないしに、もう都市公園として野球場を造る、そういうテニスコートも造るってなったときに、じゃ、築山もそうですし、築山の強度もこうだということも含めて、先ほどの内山委員のやり取りの中にも避難コースも造ってということ、そういうやっぱり不安材料を消去した上で、それをもって都市公園になると、後にS E Aモデルの中にも組み込めるといような形でいかないと、初めからS E Aモデルありきできたもんで、議論も回り道しておったような気もしないでもないの、何がやっぱり一番心配されて、みんなが危惧するのということも踏まえた上で施策のつくりをしてほしいな、議会へそれを説明することで、市民に分かるようにしてほしいなという。今でも、今日みたいなやり取りやったら、やっぱり浸水域のこととかそんなのはっきり分かんやないかってところ、いつまでも続いてしまうと思うんです。

課題は、津波避難のときどうするかということですから、野球場はあその場所があって予算さえあれば造れるんですから、そういったこと含めて、我々のほうにしっかり説明できるような、この都市公園整備事業の都市計画の中で議論をきちっとしていただきたいと思うのだけは要望しておきたいと思います。

○三鬼政策調整課長　確かにS E Aモデルに示された中ではありますけど、都市公園整備事業という、市民の憩いの場や集客交流人口に寄与するための一つの役割がありますので、そこで皆様に造ってよかったと言っていたような形にするためにも、基本計画、整備中も含めて、情報は積極的に提供して、皆様の意見をいただきながら、市民の意見もいただきながら議論していきたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

○奥田委員　しつこく言うつもりはありません。1点だけ。

さっきの市長の発言の中で、その事業性という言葉でちょっと引かかったんですけど、市長、その辺が、僕、市長の考え方はおかしいんじゃないかなと僕は感じたんですけども、行政のやる事業というのは、やっぱり市民の説明とか了解とか、説明責任は要ると思うんですね。それで、さっき市長言われた、僕、やっぱり市長の考え方、僕、違うなと思ったのは、市営野球場が今、建設予定地に挙がっていると、ここでせなあかんのやと。だからもう、その解体が令和6年度になっているけど、もう慌てて代替地を造らなあかんのやというふうに、頭の回転が早いんかもしれんけれども、たたたっに行くのは分かるんです、頭のいい方ですので、市長、算数も数学も得意やって言われたので。

ただ、僕は行政の事業やもんで、まずそこに事業をやるとなるなら、今、住民に全体で説明もしていない、強硬に反対している方々もいらっしゃる、まずそこを解決せなあかんでしょう、順番として。行政の事業ってそんなものですわ。やっぱりきちっとした住民に対する説明をせんと、勝手にどーって進めていくって、それ、民間でもやりませんよ、そんなこと。後で訴訟とか起こされたら困るから。ましてや行政がそんなことをしませんって、市長。民間でもしないようなことを、行政がそんなことをしたらやっぱりおかしいと思うもんで、市長のやっぱりその考え方、こうだからこうだこうだって突っ走っていく、分かるんです、市長、頭の回転が早いと思うんですよ。もう発電所だ、発電所だ、だーって、今度は野球場、次、これだー、ただ、それをやるための説明って、発電所跡のところもそうなんやね、発電所で万が一の確率がない限りやるんだって言いながら、住民に対し説明も抜けている。だから住民の方はどうなっているんだ、どうなっているんだという。だから、さっきの楠さんの意見と一緒にすよ。もう諦めというか、もうどないなっておるんやって言うて、もう私らのこと考えてくれてないやん、尾鷲市はというね。どうなってもええわみたいな、そういう諦めみたいなものになってくるわけですよ。

それで本当にいいのかということ、尾鷲市のまちづくりを考えた場合ね。だから、

市長、そこを、僕、頭のいい方やと思うんやけれども、ワンクッション置いてください、そろそろ、ちょっと慎重に、僕が言うのもあれやけれども、僕は、ごめんなさい、生意気なことを言うて申し訳ないけれども。頭の回転が早いのは分かるんやけど、もうちょっとそこのところ。

だって、今年に入って反対者の方々に対しても市長行っていないでしょう。2月3日の日に、僕、この前聞いた、2月3日に副市長が来たらしいんやけれども、市長はまた来ますと言いながら、一回も行ってないということじゃないですか。そんなので、事務組合も許可が下りていって、もうかんかんに怒っていますけど、反対されている方。そんなので進めていって、これ、後々どうなるのかなと僕は心配しているんですけどね。市長、そこのところ、一呼吸置けないですか、僕が言うのもなんですけど。

○加藤市長 行政の仕事というのは、事業をどういうふうにかえるかというのは、事業のその中身だと思っんですけれども、私は事をやること、要するに、それを今回の場合についても、SEAモデルについて、SEAモデルをまた言うとややこしくなるんですけれども、要するに尾鷲全体として交流人口を高める、そしてもう一つは、やっぱり市民の憩いの場所がほとんどないでしょう、少ないでしょうと、だからそういう場所にきちんとしていただきたいということで、市民アンケートを取りながらそれをベースに考えて、要するに最終的には交流人口を高めながら、市民の憩いの場所をきちんつくろうというのがコンセプトなわけなんです。そういった中で、今回の場合については、要は、全てやる分については、やはり市民の安全安心、これを常に考えていながら事業をやるべきだということについては、これは変わりはありません。

以上でございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、野球場代替地についての審査は終わります。

これについては、年度末の臨時会のほうへ基本計画の予算が計上される見込みでありますので、また再度、そのときに議論をしていただきたらと思います。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時29分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、幼児教育の在り方について、教育委員会のほうの報告を求めます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いします。

それでは、報告事項につきまして、御報告させていただきます。

認定こども園の設置に向けた取組としまして、これまで、市民の皆様にご理解していただくために、広報おわせ11月号から認定こども園についての連載や県内の認定こども園の視察、また、子育て世代の方への認定こども園を中心とした聞き取り、アンケート調査などを行ってまいりました。

このような情報収集や調査を行う中で、今回、認定こども園の設置に向けた検討結果についてまとめられましたので、その説明と、教育委員会において、この調査結果を基に協議された協議内容及び協議結果について、また、総合教育会議での協議内容について御報告させていただきます。

それでは、行政常任委員会資料により、まずは課長補佐より御説明いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 では、行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

認定こども園設置に向けた検討とありますが、これまで認定こども園の設置に関して、調査、検討を進めてまいりました。

まず、尾鷲市が運営すると想定した場合としまして、福祉保健課とともに、県や公立認定こども園を設置している市町に確認などを行いながら、公立の認定こども園の設置の可能性を調査してまいりました。

主な調査項目は、県内の公立認定こども園の状況として、視察や電話にて、設立の経緯、園の特徴や方針などをお聞きしました。また、尾鷲幼稚園を認定こども園に移行した場合の想定としまして、職員配置や施設整備などを調査いたしました。

次に、民間が運営すると想定した場合としまして、社会福祉法人尾鷲民生事業協会に対し、運営主体となる可能性を調査、聞き取りを行いました。

主な調査内容としましては、1回目は、認定こども園の概要の確認や、確認事項の聞き取りとして、設置基準、職員配置状況、現在の保育士の幼稚園教諭免許の保有状況、1号認定幼稚園利用対象の児童の受入れの可能性などについての聞き取り、また、制度上の確認として、同一法人による認定こども園と保育園の運営の可否、1学級における職員人数などの確認を行いました。

2回目は、1回目の確認事項の確認や、また、制度上の確認などを再度行いました。

次ページを御覧ください。

認定こども園の各タイプ別による制度上の一覧となります。

まず、設置主体ですが、タイプは、その設置主体が何であるかにより決まっております。

幼稚園型は、国、自治体、学校法人。幼保連携型は、幼稚園型の国、自治体、学校法人に加え、社会福祉法人が対象となります。保育所型については、制限はございません。

次に、職員の要件ですが、幼稚園型は、満3歳以上は幼稚園教員の免許と保育士資格の併用が望ましいが、いずれかでも可であり、満3歳未満は保育士資格が必要となります。

幼保連携型は、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭であることが必須であります。

保育所型は幼稚園型と同じで、満3歳以上は両免許資格の併用が望ましいが、いずれかでも可、満3歳未満は保育士資格が必要となっております。

次に、教育・保育の内容ですが、認定こども園は、いずれのタイプであっても国が示す幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、教育・保育がなされます。そこには、幼児教育において育みたい資質、能力として、知識及び技能の基礎、思考力、判断力、表現等の基礎など3本柱が明記されており、これらの3本柱を5領域、健康、人間関係、環境、言葉、表現を通じて育んでいくこととなります。

また、そうして、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の具体的な姿として、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活の関わりなどが明記されております。

なお、幼稚園は、幼稚園教育要領、保育園は保育所保育指針という国の指針に基づいて運営されておりますが、現在、その内容は、この幼保連携型認定こども園教育・保育要領と同様のことが書かれており、満たす内容は同じであります。

認定こども園設置に向けた検討についての説明は以上です。

○山口教育総務課長 次に、認定こども園設置に向けた検討結果を説明いたします。

3ページを御覧ください。

資料3の2、認定こども園設置に向けた検討結果としまして、まずは本市の幼児数の現状等についてであります。

本市の幼児数は下のグラフのとおり減少しており、この状況は今後も続くものと

予想されます。平成17年では1,087人、令和2年度では559名まで減少しております。

本市で認定こども園を設置する一番の目的は、幼稚園児数の減少により幼児教育に重要な集団生活、集団行動などを行うことが困難な状況となることから、一定の集団規模を確保し、集団での活動を行うことができる認定こども園で幼児教育を行うことであります。

幼児教育には一定の集団規模が必要なことから、これまでの幼稚園児数、いわゆる1号認定の数と、保育園児数、いわゆる2号認定の数の構成比からすると、1号認定数が少数であるため、2号認定が多数でないと一定の集団規模が確保できない状況でございます。

参考に、本年2月1日現在の園児数は、幼稚園児、つまり1号認定数が15人で、幼児数全体に対する割合は6.1%。保育園児、つまり2号認定数は229人で、93.9%。これが、2月1日現在の来年度の募集状況を見ると、幼稚園、つまり1号認定数が9人で3.8%、うち5歳児が7人、4歳児が2人でございます。保育園児、つまり2号認定数は231人で、96.2%という状況でございます。

次に、尾鷲幼稚園で認定こども園を運営すると想定した場合について、別紙資料を御覧ください。通知いたします。

これは、尾鷲市が認定こども園を運営すると想定した場合の内容でございます。まず、時間、休日でございます。

2号認定は、保護者の方が働いているなどの保育を必要とする事由により、平日は7時半から17時30分、土曜日が7時半から12時までとしております。休日は日曜、祝日、年末年始となります。

1号認定は、平日9時から14時までとなります。休日は、土曜日、日曜日、祝日、夏休みなどの長期休業期間となります。

次に、園児数になります。

3歳児、4歳児、5歳児、いずれも15人程度で、内訳は、1号認定である幼稚園児部分が5人程度、2号認定である保育園児部分が10人程度、全体の園児数は合計45人程度と想定いたしております。

いずれも1号認定を5人程度と想定した理由は、先ほど御説明したとおり、来年度の募集の幼稚園児、つまり1号認定が2人となっておりますので、そのことから5人程度の設定といたしました。

また、2号認定を10名と想定したのは、集団活動を行うためには一定の集団が

必要であることから、新設するには同学年で10人程度は確保したいと以前からも申しております。このことから、2号認定を10人とし、1号認定が5人を下回っても、2号認定が10人確保できれば、1号、2号合わせても、最低集団に必要としてきた10人は確保できる人数として設定いたしました。

次に、職員配置ですが、先ほどの園児数に必要な職員は、園長1名、副園長兼保育士1名、保育士（教諭）が5名、用務員1名となり、合計で8名必要となります。また、介助が必要な園児がいた場合の介助員や、土曜日や長期休業期間中の対応のための保育士（教諭）や調理員は含んでおりません。

また、人件費としては試算したところ、およそ3,400万円となります。参考として、現在の尾鷲幼稚園の職員数は4名となっておりまして、人件費としては約2,200万円でございます。

次に、施設、設備になります。

認定こども園の設置基準によると、必要な施設、設備は、職員室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、トイレ、飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備となります。

3ページにお戻りください。通知いたします。

次に、尾鷲市が運営すると想定した場合、先ほど別紙資料で御説明したように、想定する園児数につきましては、1号、2号認定の構成比率のとおり、2号認定が多数の割合となります。このことから、認定こども園を設置する場合、一定数の集団を確保するには、1号認定該当者が少ない中、2号認定者が多数必要となります。

幼児数全体が減少している中、尾鷲幼稚園で認定こども園を設置する場合、一定の集団を確保するためには、2号認定者が保育園から認定こども園に移る必要があり、幼児を分散する結果となります。

4ページを御覧ください。

次に、施設などの検討についてであります。

施設などの検討として、現在の尾鷲幼稚園の施設は、認定こども園を設置するのに必要な保健室が不足しており、また、新たに保育室が必要となるため、施設の改修が必要となります。

次に、運営における費用の検討についてであります。

想定する認定こども園を運営するためには、先ほど説明した職員数8人必要となる想定であり、園児の教育・保育時間が最大10時間、土曜日も開園すると職員はシフトを組む必要があります。

また、これまで幼稚園では夏季などは休園期間でありましたが、2号認定の園児は通園するため、これまで勤務のなかった会計年度任用職員や調理員は勤務する必要があります。

また、職員の増員には、幼児教育・保育の経験のある教諭や保育士の確保が必要となります。このことにより、人件費の増額や施設設備等に係る費用が必要と考えられます。

次に、民間が運営すると想定した場合でございます。

民間が運営すると想定した場合の運営主体の検討としましては、現在、本市で幼児教育・保育を行っている団体は、社会福祉法人尾鷲民生事業協会のみであり、これまで保育園を昭和23年より運営している経験と実績があります。このことから、民間で運営する場合、民生事業協会でも可能性調査を行ってまいりました。

次に、幼児数の検討についてであります。

民間である尾鷲民生事業協会が運営すると想定した場合、現在あるいずれかの保育園から認定こども園に移行することが想定できます。現在の保育園児、つまり2号認定数に幼稚園児、つまり1号認定数が増えることとなりますが、説明のとおり、今後においても1号認定数は少数であると予想できることから、園児数の規模に関しては、現在の保育園とほとんど変わりなく運営できることとなります。尾鷲市全体の幼児数が減少している中、現在の保育園からこども園に移行すれば、幼児を分散するといったことはないと考えられます。

次に、施設などの検討についてであります。

現在の保育園で認定こども園を運営すると想定した場合、園児数の増加、つまり1号認定の増加は少数であると予想できることから、現在の規模で運営できると予想できます。施設などの点において、対応が可能であると考えられます。

運営における検討について、現在の保育園で認定こども園を運営すると想定した場合、先ほども申しましたように、園児数、つまり1号認定の増加は少数であると予想できることから、職員数はほとんど変わることなく運営できると予想できます。このことにより、人件費や施設整備に係る費用はほとんど増加しないと予想できます。

5ページを御覧ください。

以上の検討の結果、尾鷲市が尾鷲幼稚園で運営すると想定した場合、幼児数や施設などの課題、また、人員の確保や人件費等の増加が予想されます。特に1号認定である幼稚園児が数人であることから、既に保育園に在園している2号認定である

保育園児が、認定こども園に多くいないと集団活動ができないといった課題があります。

一方、民間である社会福祉法人尾鷲民生事業協会が運営すると想定した場合、幼児数、施設などの課題や、人員や人件費等の増加はほとんど影響がないと予想されます。

また、現在の保育園には2号認定である保育園児が在園していることから、既に集団がつくられており、認定こども園設置の一番の目的である集団活動が成立することになります。

また、現在保育園を運営していることから、幼児教育・保育の運営に係るノウハウがあり、令和4年4月の設置を目指す認定こども園の速やかな移行が可能であると考えられます。

以上が、これまでの調査、検討した結果となります。

次に、このことを議題とした教育委員会総合教育会議について、協議内容及び協議結果について御報告いたします。

○出口教育長　ただいま課長のほうから検討結果について説明がございましたが、その検討結果につきまして、教育委員会で審議並びに総合教育会議におきまして協議を行いました。そこでの主な意見、結果について御報告申し上げたいと思います。

まず教育委員会でございますが、1号認定児はどんどん減少しているのです。認定こども園の想定として、1号認定を5人程度というふうに想定をするのはいい数だと思いますが、2号認定の10人程度はどうやって確保するのかと思う。市が実施する想定のこども園に各年齢10人ずつ集めてくることにより、保育園を認定こども園に移行させて、そこに幼稚園希望者を入れるのが一番よいのではないかと。このままだったらいつまでも宙ぶらりんになり、幼稚園もこども園もどうなっていくかと思うというような御意見がございました。

また、仮に尾鷲市で設置した場合、一定の集団を想定した人数を集めるためには、現在、保育園に行っている子供がこども園に移らないと園児が集まらないのではないかと。さらに、民生事業協会にお願いをすることも、今の保育園の看板を書き換えるだけになるような気がする。そうならないようにしてほしい。

尾鷲市で設置した場合、幼稚園希望者が減少していく中で、もし1号認定児がいなくなって2号認定児だけになったとしたら、こども園が保育園と同じ役割を果たすことになってしまう。結果として、市が保育園を1園つくったことと同じになる

が、市としてはどうなのだろうか。

視察した園は庭が広くて大変よかった。尾鷲幼稚園は隣に尾鷲小の校庭があり、もしそこが使えるれば広い園庭になる。子供がよく育つし、自由に遊べる場所がある。もしこういうことが可能であれば、公がするのもいいのではないか。

それから、続きまして、総合教育会議におきまして出ました御意見でございます。

認定こども園の視察では特徴的な園もあった。そのような魅力ある園になればいいと思う。認定こども園になってよかったと思えるようなものにしてほしい。新たな施設を考えると、子供にとってどういった施設がいいのか、例えば自然豊かな環境であるとか、そういったものをつくってもらえれば、公立でも民営でも大きな差は出ないと思う。保育園が認定こども園に移行して幼児教育を実施しても、質が落ちることはないと考えている。ただ、教育委員会の手が離れていかないように、また、声が届くようにしてほしい。

そして、この中で、市長からも御意見をいただきました。

民生事業協会にお願いをしていくことになれば、教育委員会は一緒になって子供たちの教育を考えるよう伝えている。こうしたアンケートにあったような、保護者の願いを尊重し応えていかなければならない。民生事業協会にお願いをすれば、お互いに子供の教育・保育に関して責任を持ってやっていく、これは当然のことと思っている。このような意見が出ました。

そして、その結果といたしまして、これからの幼児教育を認定こども園に移行していくことにつきまして、尾鷲市で設置をしていくのか、民生事業協会に申入れをするかについて採決を採った結果、教育委員会としては、認定こども園の設置につきましては、社会福祉法人尾鷲民生事業協会に申入れをしていくことを、賛成多数で決定をいたしました。この決定につきましては、総合教育会議の協議においても、その方向で一致をしております。

また、この話合いの中で、認定こども園の教育内容を充実させていくことが大切だというふうな御意見がございました。そのために、教育委員会の事務局といたしましては、保護者アンケートにある保護者の願いや期待なども大切にしながら、保護者の方々の期待に応え、また、不安や心配を解消するべく、これから実現を目指す認定こども園の教育・保育の方針の素案を考えているところでございます。

例えば、アンケートの中に、一人一人にきめ細かく行き届いた教育・保育ができるかどうか不安であるというような回答を寄せた方が35%強ありました。そのために、例えば、方針といたしまして、一人一人を大切に教育・保育といたしま

して、集団生活の中で一人一人の子供たちの思いや願いを大切にしながら、全ての子供たちが生き生きと活動できるよう、きめ細やかな教育・保育を進める。

もう一つは、集団生活になじめるかどうか不安であるという声も28%ほどいただいております。それから、それとは反対になりますが、多くの園児を集団生活、集団活動ができるようになってほしいという期待、これも80%を超えておりました。

そのために、方針として、集団の中で子供を育む教育・保育といたしまして、子供たちが同年代の子供と関わり、気持ちを伝え合い、支え合って生活する楽しみを味わいながら、心身の発達や主体性、社会的態度を身につけられるよう教育・保育を進めるというような、そういったような、今、素案を検討している最中でございます。

今後、認定こども園の設置を申し入れていく民生事業協会につきましては、本市の考える認定こども園における方針等をお伝えし、共に協議、連携をしながら、よりよいこども園になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会の認定こども園設置に向けた検討の説明は、以上でございます。

○野田委員 この資料、今、教育長言ってくれたの、これ、入っていないんですか。

○南委員長 いや、入っていないですね。

○出口教育長 すみません、これはちょっと……。

○野田委員 まず、入れてもらえませんか、これ。喋っているだけじゃ。

（「そういうところ、駄目なんだよ」と呼ぶ者あり）

○出口教育長 原稿のままでございまして、今すぐ……。

○野田委員 だから、これ、入れておいてもらわないと検証もできませんし、言うこともできませんわ、こっちは。

○南委員長 あくまでも委員会録の抜粋を教育長がまとめてしたってことなので、そのものの……。もし教育長のほうで出せるのであれば、出していただきたいと思うんですけど。

○出口教育長 これにつきましては、まだ原稿でございますので、素案でございますので、もう少しこれははっきりした段階でお示しをさせていただくということではいかがでしょうか。

○南委員長 今日のところは議事録、議事録云々となった情報開示請求をしていただいたら結構でございますけれどもね。

今日のところは、今のこの形の下で説明を求めたと私自身が理解をしておりますので、できたらこの説明についての御意見があればお聞かせ願いたい。

○奥田委員 教えてほしいんですけど、この資料の3ページ、4ページのところで、意味が分からなかったんですけど、尾鷲市が運営した場合には幼児を分散する結果になる、民間がやると幼児を分散するといったことはないと言うんですが、この意味が分からなかった、意味を教えてくださいませんか。

○山口教育総務課長 もし尾鷲市が尾鷲幼稚園で認定こども園を行った場合、そもそも1号認定と言われる幼稚園児数というのは、先ほど御説明したとおり、来年度1桁になります。なおかつ、新しく入ってくる4歳児は2名ということがもう分かっておりますので、先ほど想定の中でも言ったように、1号認定の各3歳、4歳、5歳は各5名程度と想定しております。それを下回ってくる可能性が高いと、今、考えておりますが、そこにこども園をつくろうとすると、これまで言ってきた各学年、年代です、最低10人は確保しないと集団活動が行えないと教育委員会では従前から申し上げてきております。そうすると、2号認定である保育園児が10名程度、そのこども園に移らないと、集団の活動ができないことになります。ですので、今、在園してみえる保育園児の方が認定こども園のほうに移行することになります。

そうすると、新たな施設のような形でもう一園できて、今、七つ保育園あるかと思うんですけども、8個、そういう幼児教育・保育の施設ができて、さらに幼児を分散してしまうと、幼児数が減っている中、さらに幼児を分散すると。なおかつ保育園児の移動が必須であるというところが、これに書かれておる幼児の分散という意味でございます。

一方、民間がやった場合、現在の保育園から移行するということですので、そのままの状態です。1号認定数名がその保育園に入っていくということになりますので、そういったことは起こらないということで、そういう記載をさせていただいております。

○奥田委員 僕は全く意味が分からないんですけど、あなた方、民間に目線があるの、今。今話を聞いておったら、尾鷲幼稚園のほうに園児が増えるのが困るみたいな話じゃないですか。ほいで、保育園児が減ったら困るんやて。どういうことなの、これ。

もともと、この尾鷲幼稚園に、今、3歳児がないということが問題なんやけれど

も、これ、3歳児がないという選択肢がないから今保育園に行っておるわけなんやけれども、3歳児をやってくれるという認定こども園があるってなったら、それは別にええやないですか、尾鷲幼稚園が増えても。

何かこれ、前提が、僕は見ておって、今日の資料なんかも想定内の話やもんで、結論ありきの。絶句するというか、逆に笑えてきましたよ。もう笑いが止まらない感じなんですけど、僕は。もう想定内やし、書いている内容も結論ありきで、今の話なんか完全にもう保育園主体やないですか、今。保育園児が減ったら困るんだったら、何が困る、それ。尾鷲幼稚園で今あるところに園児が増えたら困るんですって、何それ。それが教育委員会の考えることなの。どこにあなた方の目線があるんですか。

それで教育委員会、今日、総合教育会議、賛成多数でしたって、結論ありきでやっているんだからそうなるでしょう、あなた方。市長も入ってやっておるんだから、これ、総合教育会議なんか。もともと、もうこれで進んでいたからね。

あなた方、どこに目線があるんですか。保育園に目線があるの。中心は保育園なんですか。これ、見ておると、この書き方を見ると、完全に今の尾鷲幼稚園でやったら尾鷲幼稚園のところ、増えたらあかんの、キャパが増えたらあかんのや、それだと保育園児が減るので困る、ということは、視点がもう完全に保育園にあるということなんですか。

○山口教育総務課長　　そういうことではなくて、集団活動、これまで言ってきましたように、教育委員会では、やはり3歳児、4歳児、5歳児において一番大事なのは集団活動と申し上げてきております。その集団活動を行うに当たって、民間でやった場合どうか、公立でやった場合どうかという協議をやってきました。

現実、その幼稚園に今いる1号認定の方、先ほど言った、繰り返しになりますけれども、もう5人は切ってくるような想定はそうだと思います。そうすると、現在の保育園から移動しないと、10人以上の確保というのは、もうこれは不可能であるであろうと想定はできると思います。

一方民間ですと、1号認定数というのは数名ですので、そのまま移行できるというところがございますので、現実、認定こども園を尾鷲幼稚園でやった場合、移動が行われるのかどうかというのは物すごく不確定だと思います。

○奥田委員　　課長、僕はそんなこと聞いていませんよ。集団活動、どっちだってできるやないですか、集団活動。

僕、言っているのは、この書き方ですよ。だって、今、尾鷲幼稚園に3歳児がな

いからということで、3歳から預けたい人は無理して保育園に行かせておるんやろ。これ、尾鷲幼稚園、認定こども園の形できちっとした幼児教育も含めたものやってくれるというんやったら、じゃ、3歳から尾鷲幼稚園がやってくれるってなったら、行くんですよ、出てくるんじゃないですか、その集団教育に関係ないやですか、そんなことは。ここに書いてあることを、僕は聞いておるんですよ。

主体、どう考えたってあなた方、保育園に、これ、目線がありますよ。この書き方は完全に。それを僕は聞いている。集団活動とか集団教育とか関係ないやないですか、ここは。どちらだってできるんだから。目線がそっちにないですかということ、僕、聞いているんです。まあ、いいですわ、そんなんやったら、もう。完全に僕はそうやと思う。

それで1個、聞きたいんですけれども、この社会福祉法人尾鷲民生事業協会に認定こども園を任せるんだと、方向なんです、これ、賛成多数で決まったなんて言っていますけど、保育園も、今、民生事業協会に全部やらせておるわけですね。これ、認定こども園もやらせるって、全部、幼児教育、この民生事業協会という団体にやらせると。

聞きたいんですけれども、民生事業協会というのは、三重県の中でどのぐらいあるんですか。全国でもそうやけど。取りあえず、三重県でどれだけあるの、この民生事業協会という団体は。

○出口教育長　これは社会福祉法人でございますので、県内にはたくさんあると思います。数は把握をしておりますが、保育園を運営している社会福祉法人はたくさんあるというふうに思います。

(発言する者あり)

○出口教育長　社会福祉法人ですよ。そうです。

○奥田委員　戦後からある中で、残っている民生事業協会って幾つあるんですかって聞いているんですよ。三重県で。

○下村副市長　県内では民間の保育所のほうが断然多いと、件数は分かりません。紀北町も全ての保育施設は民間になっています。

○奥田委員　これ、昭和23年から任せているけど、これ、途中で社会福祉法人になっておるのかな、でも、これ、純粋な民生事業協会というのはいないんですよ。三重県、ないんです。尾鷲市だけ残っているんですね。昭和23年から書いておるやないですか。

それで、この社会福祉法人というのは御存じやと思うけど、尾鷲市、四つしかな

いんですよ。社協、長茂会、それから三木里のあさひさん、ほいで、この尾鷲民生事業協会ね。ほいで、今、副市長は、いや、紀北町も民間がやっていますよって言っても、でも紀北町は五つか六つなのね。2か所だけ一つのところがやっておるだけやけれども、ほか一つずつ、ほかのところ、民間が複数やっておるわけですよ。競争原理というか、そういうのも働いているし、そういう中で、今、尾鷲市ってもう何回も言っておるけれども、保育園の運営を全部この1か所でやらせておるところ、今回も、このPTAも要望していないような認定こども園をやる、これも全部この民生事業協会ですとやる。こんなところ、僕はまずないと思うんですよ。まずないと思うんですけれども、それ、どうなんですか。

○下村副市長 尾鷲における保育所については需要があったということで、保育所が徐々に増えていったということで、その運営母体が現在のところ尾鷲民生事業協会、1法人が担ってもらっておるというような状況であります。

○奥田委員 やっているのは分かっておるんやけれども、ある意味もう独占的ですよね。独占的にもう全部、保育園もやり、認定こども園もやると。もう尾鷲市の幼児教育というのは、全部この一つの団体。これ、もう国、県から来ている措置費とか全部合わせるといろいろな事業あります、民生事業協会へ行っている。6億か7億あるのかな、6億か7億ありませんでしたっけ、副市長、尾鷲市から出ているお金というのは。

じゃ、聞きますけど、今のこの民生事業協会の経営状態とかいうのは、どういうふうに把握しておるんですか、経営状態。決算書とかというのはちゃんと入手して、あれしておるんですか。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 保育所を運営するに当たっては、市町が監査をしておりますので、福祉保健課のほうが監査をしております。

○奥田委員 福祉保健課、多分、これ、社会福祉法人やもんで、県のほうの管轄だと思っやけれども、市もやっておる、当然市も、大規模なところかな、大規模のところは監査は県もやっておるんかね。それで、ここの場合は尾鷲市がやっておるの、監査自体は、じゃ。

それで、この前聞いて、福祉保健課のほうに決算書も入手しておるのかって聞いたら、決算書は入手していないって言うんですよね。その辺、どういうふうに聞いています。決算書と違って把握した上で、こういう検討するんやったらどういうふうな経営状態なのかとか、そういうことも含めた検討ってせなあかんと思っやけれども、教育委員会のほうとしては、その辺のことは入手しておるの。決算書、入

手しておるの。入手しておるんやったらええけれども。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 監査をするに当たっては、当然ですけれども決算書を見て監査をしております。

○奥田委員 いや、でも、この前、福祉保健課に聞いたら決算書はないって言っていましたよ。入手していないって。言っていました。28年度ぐらいまではホームページにも載ってたんやけれども、そのホームページに載っていない29年度以降かな、30年度かな、それ以降、決算書の入手はないですって言うんですわ。どんな監査しておるんやって僕はこの前言うたんやけど、その辺のところというのは、教育委員会では把握しているの。

いや、当然、これ、検討するんやったら、経営状態とかも把握した上で検討していかなあかんわ、そりゃ。そうじゃない、普通、普通そうでしょう、市長。例えば民間企業ってそうでしょう。あそこ手を組むとかそういうふうな、資本を入れていくとかいろんなことが提携ある場合、その会社がどうなっているかという分析ってきちっとしますでしょう。その辺のところ、教育委員会でどの程度しておるんかな。

○山口教育総務課長 当然、教育委員会では監査しておりませんが、福祉保健課のほうが監査をしておりますので、その実情は聞いております。

その中身については、その決算がどうかという中身については聞いていないですけれども、適切に監査を行っているというふうな話は聞いております。

○奥田委員 何か言うつもりもないけれども、こういう検討するんやったら、経営状態とか決算書ぐらい入手しておかなきゃあかんでしょう、教育委員会、違う。決算書も見ないで、市長、普通、企業が提携する場合、決算書ぐらい取るでしょう、その相手のを見て検討するでしょう。決算書も見ないで、提携するとかそういうことを考えますか、普通。教育委員会が何で決算書を見てないんですか。福祉保健課へ確認したら、決算書はないと言っていました。もろうてないって言っていました。もろうてないって言うていました。担当が言っていました。そしたら、教育委員会も、今、持っていないって言うんでしょう。そしたら、監査しておるたって、決算書を見てないって言うて、どんな監査しておるのか知らんけれども。

(発言する者あり)

○奥田委員 そうですか。福祉保健課がしておるんじゃない。だったらその辺の決算書を入手しておかなきゃあかんやないですか。いかがですか、教育長。決算書も見ずに、これ、検討するの。

○出口教育長　我々は、おんなじ市の中で福祉保健課、それから、監査事務局のほうで監査を受けて、特に問題がないということです。我々は同じ市の中でそのことを受けて、問題がないというふうに理解をしております。

○内山委員　私は尾鷲幼稚園の卒園者であり、自分の子供は保育園の卒園者というので、どちらのよさも体験した者の1人としてお聞きしていくんですが、昨年度に賀田小学校内にあった幼稚園の先生のお話を聞かせていただいたのは、そのときの園児数が2名で、やはり集団での行動を大切にしたいということで、頻繁に尾鷲幼稚園に交流しに出向いていったということでした。

このように、子供たちのために工夫し、御苦労されている現場の声を聞くと、やはり人数、幼児数というのは大切な考え方で、先ほどの報告にもあったように、幼児数がどんどん減っている中で、子供たちのことを最優先に考えると、現在ある保育園と連携する認定こども園を開設するのがベストではないかと僕は考えるんですが、どうでしょうか。

○出口教育長　幼稚園の入園希望者が大変少なくなっているというのは、これは私としても大変残念なことでもありますし、なかなかこれがしかし改善が図っていけない。それは、やはり女性の社会進出というものがありますし、それから、何らかの事情で保育園に子供を預けざるを得ない、そういう家庭もあるというふうに思います。そういうところがやはり増加をしているんだろうというふうに思いまして、これは幼稚園そのものの問題ではなくて、社会全体のやっぱり流れの中で、こういうふうになりつつあるんだろうなというふうに思います。

ただ、今、内山委員も言われましたように、今こういう現実というものをやっぱり我々はそこに向かっていけないといけないんだろうというふうに思っています。希望者が本当に僅かになって、もうどうにもならないというふうになってから考えるのではやっぱり遅いのではないかと、幼稚園が教育施設として成り立つのかどうかということは、非常に重要なことです。

そのために私は、これまでに3歳児の受皿、3歳児の子供たちの受皿を安定的に継続的にやる方法というものを考えたときに、やはり認定こども園というものを考えながら、それを実現していくのがよいのではないかとというような、そういう考えでございます。

○内山委員　先ほども述べられましたように、一人一人を大切にするという教育を考えてやっていくということでもありますので、その辺を大切にしていきたいと私は思います。

○仲委員　　話はちょっと戻るんですけど、先ほど民生事業協会のお話が出たもので、誤解があったら悪いもので。

社会福祉法人尾鷲民生事業協会です、ここに書かれているように、昭和23年に尾鷲町より保育関係、授産所、保育所の事業の一切を引き継いでおるんですわ、お願いされておるといことで、それから、昭和27年5月20日に社団法人から社会福祉法人尾鷲民生事業協会に組織変更許可を県から受けています。

社会福祉法人というのは改めて言うまでもないんですけど、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された、社会福祉法22条で定義される広域法人であると。これは非営利団体ですね。いずれも県の認可を受けています。各保育園についても認可を受けてと。先ほどの話もあったように、県の指導監査も受けています。社会福祉法人ですから。市の補助金も受けて委託もしておるとい中で、毎年、市の監査を受けていると、これは事実で、そうですね。そういうことですね。これは確認をしておいてください。

○濱中委員　　さっきから聞いておると、保護者目線とか子供目線がないのが何でかなと思って考えておったんです。集団生活が大事ということは、もう皆さん理解しています。私らも、本当に子供のことを思えばということを経理長から解説を受けて、本当にそれは十分に理解するんですけども、教育委員会がこれだけ細やかに発信をして、細やかなアンケートを取られたのに、じゃ、保護者、子供に対して、民営を望むのか、直営を望むのか、こだわらないのかというアンケートを取らなかったのはなぜかなというのがずっと考えております。

そこのアンケートを取るのと同時に、それを取られておって、ある程度その辺の意向が確認できておれば、どっちがやるとかということに対してこんなにごちゃごちゃならんで済むんじゃないのかなって思うんですけども、これから入園とか園をつくっていくに当たって、改めてそれを取るおつもりはないのか、その意向を聞いておって、ある程度こだわらないという言葉ももらっておるのか、その辺だけ確認させてください。

○出口教育長　　確かに濱中委員の言われることも、理解はできます。ただ、公でやるか、民でやるかという話について、単に、単にという言い方はおかしいですが、保護者の意向もちろんあると思いますが、それだけではなかなかこれは決められない問題ではないかというふうに思うんですね。今、ですから、課長のほうから御説明させていただきましたような、いろんな検討を加えていって、我々の結論としてはこうですよという話をさせていただきました。

今後につきましては、また、こういう状況がはっきりした段階で、幼稚園の保護者の方々も説明をしてほしいということもございましたので、それは説明をさせていただくことになると思いますが、今の段階では、このことについてもう一回問い直すということは、今の段階では考えておりません。

○濱中委員　教育長、私が言うのも釈迦に説法のような話なんですけど、保護者の方が民間を望むとか、直営を望むとかいうアンケートの中には、こうだからという言葉が出せるでしょう。そしたら、そこに、直営だったらこうしてもらえないか、民間だったらこうしてもらえないかという意見が拾えることによって、そうじゃない場合のアドバイスができるじゃないですか、違いますか。直営だったらこうだと思う人に対して、そうじゃないんですよという説明が必要な部分はどこなのか、やっぱりその当事者にならんと分らんことは分らんじゃないですか。そういったことも含めて、御説明申し上げる材料にもええのになと思ったんですけども、そういうことではないですか。

全て、そうやって、今、教育長がそれだけで決められるものではない、もちろんそうです、行政側の都合もあるのは私らは十分理解しておりますし、私は、皆さん、こども園には賛成しておるやないですか。保護者の方たちも大方の方が歓迎していましたよ、広報を見てもね。だけど、その中に民間であること、直営であることの説明は今日初めてされたんじゃないですか、私らも初めて見ましたよね。民間だったらこう、直営だったらこうという情報が、説明会の中では保護者の方にはもうされているんですか。

○出口教育長　我々は、基本的に認定こども園というのは、国が定めた幼保連携型認定こども園の教育・保育要領にのっとって行われるということは明記してあります。ですから、これは小学校、中学校の学習指導要領と全く同じで、これはやはり守っていく必要があると思うんですね。

（「聞いたことに答えてください」と呼ぶ者あり）

○出口教育長　それで……。

○南委員長　また答弁求めてから。

○出口教育長　それで、私たちは、したがって、公でやると、民でやると様々な違いはあるかも分からないけど、基本ベースは同じことなんだというふうに考えています。

それで、保護者のアンケートにつきましても、保護者が認定こども園に期待すること、あるいは不安に思ってみえること、そういうものは一応洗い出しをしております。

ます。そういう中で、そのことを生かしながら、いずれにするにしても、認定こども園の中ではそういうことを生かしていきたいというふうに考えております。

○濱中委員 聞いたことを教えてください。

私が聞いたことは伝わりませんでしたか。そういう民間であろうと、直営であろうと中身には全然差がなくやるんですよという御説明は、保護者は聞いていますかって聞いておるんです。

○南委員長 答弁を求めます。

もう一度、分かりやすく。

○濱中委員 言ったか言わんかぐらいは、覚えていらっしゃらないですか。

保護者って、自分の子供を預けるのに本当にいろんなことを考えるんですよ。だから、いろんな情報が欲しいんですよ。私ももう20年以上前の子育ての経験ですけど、やはり今でもそれは覚えております。そのときに、説明されたことなのかどうか、一度聞いて、あーっと安心することができれば、こうやって言ってくれておるんやからという思いでお預けするという保護者、私、ないとは思えません。

だから、こういうことを聞くことが安心やと思うんですってことを聞いておるんやから、言うたかどうかやったかということぐらいは覚えておってほしいし、説明した分ですよって言われたら、聞いていないって、親に説明してありますって私らも口添えができるんですよ。言うてなくて思っておるだけ、いくら教育者といえども、3歳、4歳、5歳の子育てのことにに関して現職のお母さんほどの思いは私は比べられんと思うので、きちんところの情報が伝わっておるのかどうかを確認したいんです。私は、何があかんと言うておるのではないんですよ。子育ての親のことを思えば、1個でも情報は多いにこしたことはない。だから、一緒なんですということをはっきり伝えてあるのかどうかを教えてください。

○出口教育長 保護者に対しての説明につきましては、公でやると、民でやるということについては、そういう前提なしに認定こども園についてお話をさせていただきました。

(「ということとは、言っていないってこと」と呼ぶ者あり)

○高村委員 今までの説明を聞いて、はっきり言うて教育界はあかんなと思えました。なぜかという、経過を見て、市民の方は最初、3歳児を入れてくれという陳情で議会も採択したわけですね。それで、何の執行部も議論も何もしなかったこともありますが、それ以上に、それを、人を入れておったら、このアンケートをしたときでも票の数は違ってきますよ。まずそれを言いたい。

ほいで、アンケートをしたのは、そういう片手落ちがあるから、2人とかそんなんになってしまっておなのであって、これは尾鷲の教育、子供らの教育のために、本当に人に優しい政治をやってほしいと思いますよ。入り口を間違ったら、必ず出口は間違えています。本当です、教育長、出口教育長、どう思います。

○南委員長　　今、先ほど高村委員さんのお話の中で、片手落ちという言葉が使われましたけれども、不穏当ですので削除させていただきます。

○高村委員　　私、調べてきました。これは人の体を言ったら差別になります。しかし、文章の片手落ちとかやり方の片手落ちというのはあるって書いています。

○南委員長　　いや、私は不穏当発言だと考えます。片手落ちというのは。

○高村委員　　答弁……。

○出口教育長　　アンケートについては、我々は、できる限りの範囲の中でやらせていただいたというふうに考えております。

○高村委員　　私の言っておるのは、どういう場面でも、アンケートを書く人間の気持ちにならなあかんということを言うておるんですよ。これしか選べられんことをアンケートされても、困るのは書くほうですよ。

ほいで、私も議員35年でもう引退する、だから最後に言いたいけど、こういう教育の問題は上から目線で決めつけるな、それを言いたい。はっきりいって、少数の人間でも助けたらなあかん、考えたらなあかん、本気で考えたらなあかん、そうして議論をたくさんして決まったんやったら僕も納得する。そいでも、議論していないんじゃないか。最後に、私の言葉添えしますけど、どうですか、教育長。

○出口教育長　　アンケートにつきましては、一方的に押しつけたアンケートにはなっておりません。自由記述もたくさんございましたし、それから、選択肢もたくさん用意をさせていただいて、自由に選べるようなアンケートに私はなっているというふうに、工夫をしたつもりです。

○高村委員　　そうしたら、そう思っているのは僕だけですか。ほかにも二、三人おったら、誰が手を挙げてくださいよ。私1人やったら、出口教育長の言うておるのは当たり前と思うけど、僕と一緒に考えの人もいますよ。

○小川委員　　先ほどにも説明がありましたけど、この資料の中に、現在の229人、94%近い園児が民間の保育園に通っているという本当に現実があります。現在、1号認定の3歳児、受皿がないというのも、この問題も理解します。

そのためにも、その3歳児のためにも、令和4年4月、必ず認定こども園を設置していただきたい、私はそう思います。現実的に、認定こども園を運営できるのは、

4月から運営できるのは、民生事業協会以外にないと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

- 出口教育長 私たちももともとは、さっきからも意見が出ていますように、3歳児の子供たちをどうするかというところからスタートしております。それが、安定的、継続的にやはり長く続くような、そういうシステムをやっぱり市としてはつくっていかないと、また途中で途切れて、途切れたらさあどうなるという話になると思いますので、やはり今の間にそういうシステムをつくり上げたいということで、考えたものでございます。

そのために、我々もできる限りその空白の期間が短くなるように、令和4年4月をぜひ目指したいというふうに思っています。

- 小川委員 それと、資料6ページ、6ページには、これ、3号認定というのが入っていないですね。入れば、保育士とかまた数も増えてくると思うんですけど、あと、増えてくると人件費もかさんでくると思います。あと、尾鷲幼稚園でやれば、部屋の改修とかそういうのが出てくると思うんですけど、もしゼロ歳児も入れた場合、この金額、どのように変わってくるんですか。

- 山口教育総務課長 ゼロから2歳が入った場合、いわゆるスタンダード的な認定こども園なんですけれども、そちらも一応検討はしました。

言われるように、1歳、2歳には最低でも各園児は3人必要なので、そうすると1人の教員が必要になります。そうすると、全体として今8名となっておりますが、ゼロから2歳児を入れた場合、保育士教諭が3名追加になって、あと、調理員の方、乳児になると離乳食等のことがありますので、調理員等も1名必要になってくるというところで、8名がゼロから2歳入れることによって12名は最低でも必要かなというところは、検討はさせていただきましたので、人件費につきましても、やはり4名増えるということで、約4,200万円程度になるのではないかと。

あと、施設についても、乳児、0歳児等は匍匐する必要があるので、匍匐室が設置条件の必須になってきます。そういったところとか、あと調乳スペースです、哺乳瓶等を温めるようなスペースとか、細かいことですけどそういったことも必要になってきますので、今回、想定の中には入れてはございませんけれども、そういった面がさらに課題となってくる可能性はあるのかなと思っております。

- 小川委員 今、聞いたとおり、やった場合、0歳児も入れた場合、そういう金額が出てきて、これだけ見ても1,200万ぐらいの差があって、4ページのところを見ると、今やっている保育園でやってもらうと、ほとんど増加しないとありま

すよね。そのためにも、私だけかも分かりませんが、民生事業協会しかないのかなと私は思います。どうでしょうか。

○南委員長 答弁は。

○出口教育長 今回の想定も含めて考えていきますと、これはもう今現在、そういう経験、実績のあるところといっても、民生事業協会しかないというふうに我々も判断をしています。

○小川委員 仮に幼稚園でやるとした場合、保育士さんとかまた要ってきますよね。これは集められますか、もしやっとならした場合。

○山口教育総務課長 昨今、保育士さんとか幼稚園教諭の方の確保というか、そういうことはかなり難しいと言われております。

今回3名、この想定でいくと3名追加と、先ほど言ったゼロから2歳になると6名が必要になってくるというところで、幼稚園教諭、保育士以外も、先ほど言ったように、長期期間の間の職員であったりとか、調理員とか、確保する人員はかなり必要となってくるので、特に保育士、幼稚園教諭の方の採用というのは、難しい面があるかとは思っています。

○仲委員 今回、検討結果というか、この資料には尾鷲市が運営すると想定した場合と、民間が運営すると想定した場合と書かれておるんですけど、尾鷲市で運営した場合、施設、調理室等の関係もありますけど、保育室の改修が必要とか、今、言われた保育士の確保が要ると、これもかなり難しいと。それから人件費の増額、施設整備等が必要と考えるという問題点が残っていると。

民間がした場合は、保育という経験が実績があると、それから、現在の保育施設の規模で運営ができるだろうと。それで、人件費や施設整備については、どんどん増加しないと予測をしています。

これを見ても、皆さんお分かりだと思うんですけど、特に保育・教育内容については、認定こども園の運営主体が市であろうが、民間であろうが、いずれも認定こども園教育・保育要領より基づいて運営されますね。これは、先ほど教育長も説明されました。これは私もそうだと思います。そういうことであれば、何にも教育・保育で問題ないと。

さらに言えば、保育園、園が民生事業協会主体となれば保育の実施があり、かなりおりますから、保育士が、保育のベテランが数多くいると。僕はプロ集団と思っています。それで今回のコロナ禍においても、しっかりと対応していただいたと。

さらにちびっこ広場、子育て支援事業でも、第一保育園では、市の委託を受けて

ちびっこ広場も運営されておると。もう一つは、放課後児童対策事業でわんぱくクラブも運営されていると。いろいろな実績を持って、民生事業協会にお願いをしておるといふ状態を、まずは理解したいと僕は思っています。

先ほどもいろいろあるんですけど、民生事業協会にさせるのではなく、お願いするのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○出口教育長　これはもともと、我々のほうが認定こども園をつくりたい、お願いをしたいということです。当然、これは受け手のほうの意思もございまして、我々としては申入れをしてお願いをしていくという立場というふうに考えております。

○仲委員　やはりこの認定こども園というのは、今までの課題が、1号認定の3歳児をきちっと保育できる、教育できるという大前提がありますので、さらに、民生事業協会と協議を十分していただいて、詰めていただきたいと。これも認可も要りますので、そこら辺を、福祉とも協議の中で僕は進めていただきたいと思っておりますけど、どうですか。

○出口教育長　もしも受けていただけたらなれば、我々は認定こども園のいわゆる幼児教育の部分、1号認定と2号認定が一緒になって活動するその部分につきましては、これは当然教育という分野になりますので、我々、教育委員会も、その部分につきましては、こども園をやっていただくところと十分な打合せもし、連携もし、そして、最初だけということではなくて、ずっとやっぱり関わっていくというようなこと、現在も、保育園、幼稚園とは、小学校に上がる前に就学指導の段階で十分に関わっていることもございまして、そういうことも含めて、年間を通して関わらせていただければありがたいというふうに思います。

○野田委員　いろいろ議論を聞かせてもらう中で、僕はもうちょっとこういう議論はどうかなと思っています。市長は、誰のため認定こども園を進めようとしているんですか。最初の話に戻りますけれども。

○加藤市長　子供です。

○野田委員　大概にしてって、何度も。

○南委員長　暴言は吐かないでください。

○野田委員　令和2年の1月31日の陳情書に対する回答というのは、尾鷲幼稚園の、もう廃園というところがもう出てきているわけです、市長。要は陳情という形で要請があるにもかかわらず、僕は令和2年のこの回答が出た後からも言っているんですけども、一般質問とか。要はそういう中で、もう尾鷲幼稚園の在り方で

このときも廃園って言うておるんです、市長、回答に。何も入り口から出口もきちっとした説明なしに、こういうやり方で、保護者、関係保護者とか市民のそういう気持ちを本当に理解しておるのかと。

僕は、先ほどの中電の野球場を持ってくるところに、こういう野球をする関係者の人に理解を得られているのかという質問がありました。まさに理解を得られていない状態の中でこういう話が前後するとか、変わる中で進められておるんですよ。要は、これは行政に対する不信しかないわけです。

ほいで、アンケートで87.9%という、109人でどのようなアンケートされたか、未就学児のいる保護者に対して、幼児教育及び認定こども園に関するアンケート調査を実施したという、109人にして、そのときに、現状仕方がない、消極的賛成22.2%、好ましい方向だと思ってる65.7%、87.9というのは前回の資料であるんですけども、こういうことについてもきちっと、これは僕の感覚からすれば、アイスクリームを食べてアンケートを取る、おいしかったかおいしかったか取る、その前の結論を出しておるわけですよ。何もやっていないうちから結論を出して、要はここにおいては、もう仕方がない諦めの部分が出てきておるわけですよ。そういうことで、そういう市民の、市民と言うか、保護者の気持ちというのはどうしているんですか。

(発言する者あり)

○野田委員 アイスクリームはあれやったけれども。

○出口教育長 アンケートにつきましては、先ほども申し上げましたが、いろいろな選択肢を用意する中で答えていただいておりますし、自由記述も書く欄がございましたので、私としては、アンケートにつきましては、これは、いわゆる未就学児の保護者の方々の率直な御意見だというふうに私は捉えております。

○野田委員 市長は子供は地域の宝とか言っているんだけど、私はもう教育委員会の考え方は、要は規模を大きくして職員を配置し、効率を求めて、尾鷲幼稚園を廃園して、民生事業協会ですか、今のところ、そういうところで効率を狙っておるだけなんです。もっと尾鷲幼稚園の、当初の3年保育という陳情と要請するだけのシンプルな形でできるわけですか。

(発言する者あり)

○野田委員 いやいや、そこはまた考えるべきこともあるかも分かんけれども、まず、この要望をきちっと受け入れてやるってことは、大事なことはないですか。

○加藤市長 今回のこの件については、まずこういう状態で今どうなっているか

という、要するに六千何百人という陳情書を頂いたと、それは3年保育を陳情された。しかし、教育委員会として、尾鷲市として、このままの状況で推移しているんだったら、要するに集団教育、集団学習が起こせないから、3年保育は非常に、市として、教育委員会としてできないって言われたんだね。そのための代替として認定こども園というのを、一応我々としては進めようと思っていると。

それは、正直言って3歳の幼稚園児というのは、3歳をあれしている幼保連携型のような形の中で、認定こども園をきちんと。だから、きちんとそれをカバーできるというような話なんだ。そこが原点なんだ。

だから、我々としては、認定こども園を設置すべくやりますという報告をさせていただいたと。その際に、廃園という、その中で結果として廃園という言葉が出てきたわけなんですけれども、それも新たに3月の、去年の3月に言ったんですつけ、まず認定こども園を一応目指しますと、認定こども園が目指した暁にそれを、あと尾鷲幼稚園を廃園にするのか否かについては、議会の皆様方と協議したいという答えを出させていただいたんですけどね。

今の状況については、我々としては、認定こども園を設置すべくいろんな作業なり、いろんなことをやっているというような話です。

だからあくまでも、これは、要するに集団教育、集団行動というのをベースにしなが、そして、3歳児の幼稚園児だった希望していた人も、十分その中で教育が受けられると。

その中で、さっきおっしゃったように、結果として我々としての中身はさっきおっしゃっていましたが、幼稚園で、幼稚園じゃない、民間であれ公立であれ、やるべきことは一緒なんです、認定こども園は。その教育の内容といいますか、保育の内容というのは。これは、お示しさせていただいたとおりだと思います。

○野田委員　　僕は公立、既園で希望する市民も、3歳児の中でも僕は多いと、多かったというんですか、多い希望を持っている方もいるということで、縮小しながらでも残す考えはできたと思うんです、この考え方。ただ、もう幼稚園のこの廃園でもう体力を、それに関する人は体力を消耗して、もう諦めの状態になっています。

そういう中で、僕は保護者の意見も聞きました。いろいろと。何回も言うように、関係者の人の意見というのは、こども園をつくるということで、市、行政は動いている、これ、意見です。自分たちの思いどおりに事を進めようとしているのが丸見えであると、保護者やPTAの意見や願いを全くもって無視している、このような市政には期待できない。こども園をつくるにしても、幼稚園を廃止する理由が分か

らないということで、いや、笑うか分からないけれども、教育長、こういうふうに思っているんですよ。

こういう少数派の保護者の方と思うかも知れないけれども、きちっとした形で、2年とか3年をかけて議論をして、きちっと話を保護者の人にも説明して、入り口から何か見える出口までのきちっとこういうのをしますよって何もない状態で、令和2年の1月に廃園、回答したわけですよ。それを、これでは駄目だということで、去年の9月にもう一遍、白紙とかって言うてやったけれども、全然、いろんな視察には行っていると思いますけれども、全然そこら辺の気持ちが伝わってこないじゃないですか。

○下村副市長 私、20年ほど前に児童福祉を担当しておりました。当時、尾鷲市においても少子化の問題がいろいろ出てきておりましたが、尾鷲市においても少子化が続いておる中、保育園児についてはずっと維持されておりました。幼稚園児の数がどんどん減ってきて、宮之上幼稚園の廃園、それと、尾鷲幼稚園においても、クラスが減少していくというような状況になってきており、それで、1クラスの人員も1桁というような数字になりましたし、来年度の4歳児の入園児も2名というような状況の中で、国においても、そういった幼保連携型の認定こども園という制度も出てきて、そういった中でそういう幼稚園が減ってきておる中でこういう制度もできたということで、今がその議論のときであると私は思っております。

○野田委員 幼保連携型という話になって、本当にこれは幼稚園教育から幼保連携型というものができておるんです、幼児教育というのは。幼保連携型の認定こども園の目的というのは、こんなことあれですが、教育と保育、一体で行う、これによって、いろんな補助金とか平成23年からやられています。それによって、いろんな優遇した制度になっているわけです。幼稚園でも縮小しながらやろうとしたらできるわけですよ。

この数字は、人件費が3,471万とかって書いてあるけど、これ、もうちょっと細かい数字で、どうやっていくかというのも示してもらってもいいんじゃないかと思えますけど、この程度の話になりますか。

○下村副市長 ですから、先ほども申し上げましたように、幼稚園も徐々に縮小してきて、もうここまで来た。1クラスが1桁になってきたというような、もうぎりぎりの状態になったということで、これでは集団生活ができていけないということで、この幼保連携型認定こども園を活用しようというものであります。

○三鬼（孝）委員 時間がないから簡潔に言いますけれども、先ほど教育長のお

話の中で、教育委員会は、今回の認定こども園を民生事業協会に賛否を取った中で賛成多数でって言いましたね。教育委員会、委員さん5人おる中で何名の方が反対されたかということと、財政的な観点から、今年度の幼稚園費が2,460万ぐらいの予算が計上されておりますね。それで、民生事業協会さんにその認定こども園の委託をお願いした場合は、どの程度の財政的に支援されるのかなという思いがあるの。その辺の試算は行っておりますか。

○出口教育長　　まず賛成の部分について申し上げますと……。

（「反対の方」と呼ぶ者あり）

○出口教育長　　反対の方、2名でございます。

○山口教育総務課長　　金額につきましては、今の保育園から認定こども園に移行するということで、運営費の流れは変わらないと思うんですけど、金額の試算まではできておりません。

○三鬼（孝）委員　　その反対された2名の委員の方の、その反対の理由というのはどうなんでしょうかね。

○出口教育長　　お一人方は、先ほど、私、御意見の中でも述べさせてもらったんですが、広い環境がええなということで、小学校の運動場も使えるようになったらば、公のほうがいいんじゃないかという御意見が1人。それから、もう一人は、やはり看板の書換えだけになるのは、そんなような気がする。ただ、その方も、そういうふうにならないようにしていただきたい、そういうふうな下での反対でございました。

○三鬼（孝）委員　　それで、尾鷲市の財政が大変厳しい中で、尾鷲市が認定こども園を運営する場合については、恐らくハード事業は必ず要ると思うんですね。そういう面でいうと、やっぱり教育委員会の反対は2名おりましたけれども、民生事業協会さんに委託するというけじめについて、私は尊重いたしたいと思います。

以上です。

○仲委員　　先ほどの野田委員のことで、どうしても腑に落ちるところあるので、質問したいんですけど。

さきに行ったアンケート調査で、問いの5番で諦めという話がありました。市内の幼稚園希望者が減少していますが、尾鷲市の幼児教育を認定こども園に移行していく方針についてどのように考えますかって問いなんですわ。

それで、今後も少子化が進む中では好ましい方向だと思う。積極的予算、賛成が65.7、消極的もやって87.9%とあるんですが、その中で諦めの考え方、どこ

に諦めのあるという、執行部はどう思うんですか、諦めの考え方というのはありますか。諦めがありますか。

○出口教育長　　今、仲委員のおっしゃったとおり、我々としては積極的賛成、消極賛成につきましても、現状を踏まえながら、やはりそれは賛成をしていただいているというふうに理解をしております。

○仲委員　　せっかくアンケート調査をして、その結果が諦めの考えだという、失礼です、これは、市民に。そうでしょう、失礼と思いますね。それが、87.9%が民意なんです。ちょっと待ってね。問いはそうなんやで、誤解するんやったら、ちゃんと説明してもらわなあかん、そうでしょう。民意を傷つけるようなことをしたら駄目ですよ。これが認定こども園の民意じゃないですか。3人しかしていないの大事にするって言いたいんですか。僕は、理解できん。

○野田委員　　これは、私、自分と幼稚園の保護者の人の、ですから、このアンケートとは違います。自分のアンケートです。聞き取りです。聞き取りの中で、行政に対するそういうものが6,358の署名活動もして、ほいで、陳情もしてやったところが、1月31日にこういう回答が出てきたというところに対して、そういう関係者の意見も吸い上げることができないのかという諦めです。

それは、今、僕言ったように、希望を大きくして、認定こども園で数を集めて、職員を配置して効率を求めるという考え方を、認定こども園の民生事業協会にするんだらうけれども、ただ、それは尾鷲幼稚園を廃園にして2か所を1か所にまとめるだけのことを考えているのかということ、僕は市長に聞いておるわけですね。効率を求めておる。

○加藤市長　　まず何度も申し上げているんですけど、やっぱり子供たちの教育って、特に3歳児から5歳児というのは、成長の一番やっぱり難しい時期なんですよ。そのときに最低必要なことは、集団教育、集団行動をさせて、みんなでやっぱりいろんな遊びとか教育とかいろいろありますけれども、みんなでやっぱりやっていきましょうということが基本なんです。それに満たすことができないような状況に、幼稚園児がそういうふうになってきた。だから、認定こども園というものを一応つくり上げて、そういう形でやっていきましょうよということなんですよ。

○上岡副委員長　　教育委員5人の中の教育長、代表してお答え願いたいんですけど、教育委員の方、昨年、何件か視察も行ってこられて、これは三重県の中の園だと思えるんですけども、そういう視察内容、あと、その各教育委員個人個人の考えもあると思います。先ほど5人の中でお二人の方が反対された、その理由は、広い

ところ、広い運動場で伸び伸びと教育をさせてあげたいとか、あと、今の幼稚園のいい教育の部分も含めた部分で、今度、認定こども園をつくっていただきたいという考えはあると思います。

そこで、お聞きしたいんですけど、今、この文書は私も分かりました。ただ、この認定こども園をするに当たって、視察した教育委員さん個々の考えがあると思います。今度、認定こども園には、教育要領に基づくというのは、やるべきことは一緒というのはよく分かります。ただ、実際の教育です、お絵描きを、水彩画を教えてあげたいとか、私たちが見に行ったところではクッキー、お菓子づくりもしていました。お菓子づくりをしてあげたいとかそういう話、今の幼稚園のいいところを今度の認定こども園にも持っていきたいとか、そういう内容というのはいつ頃出てくるのか、それとも、もうある程度煮詰まっているのか、その辺、お聞かせ願いたい。

○出口教育長　　今のお尋ねは、これからつくっていく認定こども園についての中身のことというふうに理解をいたしますと、これは、教育委員会だけで全てを決められるものではないというふうに思っているんですね。

ですので、相手方、いわゆる運営主体と一緒にになって連携をしながら考えていきたい、それは、我々が視察をしてきた中身もお伝えもしなければいけないと思いますし、そして、幼稚園のよいところもやっぱりお伝えしなくてはいけない、そういう中で、どういうふうなこども園をつくり上げていくかというのは一緒に考えていきたい。そして、それは、今日、明日でできるものでございませんので、やはり受けていただくというふうになった段階で、これから時間をかけて一緒に協議をしていきたいというふうに考えています。

○上岡副委員長　　ただ、今、何もないという状態ではなくて、先ほど教育長が言われた教育委員会の教育委員の中で、お一人の方は広い運動場で学ばせてあげたい、もう一人の方は看板の書換えになるのではないかと、やっぱり、これ、一人一人不安があるわけなんですよ。あると思います。私でも、今度、もっといいものになるのであろうと思って考えの下で賛成をしていますけど、その辺は一緒に考えていくのではなくて、教育委員の中ではこういう話も出ていますとか、実際、幼稚園ではこういうことをやっていると、こういうのは残していきたいんですけど、ただ、話合いの中で、じゃ、これはちょっと形を変えるけど、こういうふうになりますというのでは分かるんですけど、何も言わずに、一緒になろうとしてから話をしていきますでは、やっぱり不安な部分があると思います。

ですから、必ずこれをやらないといけないのではなくて、こういう話がありますというぐらいは言えないのでしょうか。それも、もし言えるのであれば、いつ頃までに言っていただけますかと。

○出口教育長　　いつ頃までということはなかなか難しいと思いますが、当然、これは私だけが言っている話ではございませんので、教育委員会の中で、当然、見てきていただいた方も意見をお持ちでありますし、その意見の中で集約していきながら、そして、例えば物理的にできないことは、これはどこでやってもできないことですので、そういうことではなくて、内容面の中でいろいろ見てきたことを参考にしながら、みんなで知恵を出しながら、お伝えすることをまとめていきたいというふうには思っています。

○南委員長　　皆さんのいろんな意見があろうかと思えます。やはり今日開催、報告させたというのは、やはり前回の委員会の中で、3月中に教育委員会としての認定こども園の方向づけは示したいということで、今日、報告をしていただきました。

当然、先ほども教育委員会の決定、総合教育会議の決定事項として、やっとな民間主導によるですか、認定こども園の方向性が定まったという報告でございます。

その中身については、いろんな教育委員会としての関わり方もあろうかと思えますけれども、今後1年間じっくりかけて進めていくということでございますので、できるだけ今日のところは議論の途中になろうかと思えますけど、あくまでもこの方向性の報告事項ということで開かせていただいておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

いつでも開けて言ったら、選挙期間中であっても委員会は開かせてもらいますので、御理解をお願いします。

○上岡副委員長　　委員長のまとめに応じます。

○濱中委員　　すみません、委員長がまとめてくださったのに、どうしてもさっきの話の中で引っかかるところがありまして、教育長が、受けてくださったならばという言葉が2回ほど使っておるんですよ。お断りになられる可能性も含んでおるのか、もう確実に受けていただけることも前提で、これ、進んでおるのかというのだけ、確認させてください。

○出口教育長　　よろしいですか。それは、これは相手方の意思でございますので分かりませんが、我々としては、相手方の感触は前向きに考えていただいているというふうに思っております。

○南委員長　　最後で。小川委員、最後ね、本当に。

○小川委員 端的に聞きます。

濱中さんのと関連しまして、視察に行った認定こども園で聞いた話なんですけれども、認定こども園を始めて事務量が増えただけで何のメリットがない、何のメリットもないということ聞いたんですけど、民生事業協会さんをお願いした場合に、委託料というのは今まで保育で受けていますけど、増えるんですか、減るんですか、現状なんでしょうか。

○下村副市長 保育所の運営費単価というのは、若干上がるとは聞いておりますけど。幾らほどとは言いませんけど、事務量としましては、保育園と認定こども園では事務のやり方が若干違うので、その辺が要らん事務が増えるということはあるというふうには聞いています。ただ、そこまでまだ進んでいないということ。

○南委員長 以上で、認定こども園についての報告事項は終了させていただきます。

なお、複数の委員からのもし委員会の開催の申入れがあれば、いつでもそのような方向で進めさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

ここで、休憩いたします。

○村田議長 ところでさ、民生事業協会さん、もし受けてくれたら、直ちに議会へ報告せなあかんで。

○出口教育長 委員長、今の件でよろしいでしょうか。

○南委員長 最後で。

○出口教育長 これから申入れをさせていただきますして、その結果につきまして、直ちに議会のほうへ報告をさせていただきたいと思います。

○南委員長 分かりました。

議長、報告していただいたら、また委員会を開催するということによろしいでしょうか。その方向でお願いいたします。

開会、4時15分から行います。

(休憩 午後 4時01分)

(再開 午後 4時12分)

○南委員長 再開いたします。

次に、請願第1号の説明を提出者の方から求めます。

(「提出者じゃない、紹介」と呼ぶ者あり)

○南委員長 失礼しました、紹介議員です。

○三鬼（孝）委員 紹介議員ということで委員長が求めましたので、補足的に説明をしたいと思います。

まず、必要性なんですけれども、請願の趣旨は、要旨は分かってくれると思いますので、なぜ妊婦の歯科健診診査が必要かということにつきましては、妊娠中はホルモンバランスの影響等により口腔内の状況が悪化しやすく、歯科疾患になりやすいということと、妊娠中に歯科疾患に罹患してしまうと治療に制限が生じるため、完治までに時間を要したり、強い痛みが継続することになるということと、それと妊娠と歯周疾患の因果関係でございますけれども、歯周疾患が早産や低体重児出産と関係があるという研究結果があるということ、これは一般財団法人日本口腔衛生学会の報告であります。

続きまして、女性ホルモン、エストロゲンが歯周病原細菌の増殖を促すことから、妊娠中期から後期にかけて妊娠性歯肉炎が起こりやすくなるというようなことが報告されております。

それと、県内の実施状況でございますけれども、14市中10市がこの妊婦の歯科の健康診査を実施しております。していないのは、尾鷲市と桑名市、いなべ市。いなべ市につきましては、平成元年の3月に請願が採択されております。それと、津市でございます。

町につきましては、15町中11町が診査を実施しております。していない町につきましては、紀北町、菰野町、朝日町、川越町でございます。それと、三重県議会の対応につきましては、妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書を国に提出しておる状況でございます。

それと、尾鷲市の新生児の数ですけれども、ここ5年間で平均77人が出生されておまして、昨年は63人でございます。それと母子手帳発行数につきましては、令和元年で70人程度おります。

それで、実施に係る費用につきましては、大体3,000円から5,000円というようなことございまして、尾鷲市が母子手帳を発行するのは70人ですから、最高5,000円にしても、年間35万ぐらいの予算かなというようなことです。

以上です。

○南委員長 請願の説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員 この請願につきましては、多分、あれ、全議員か何かはこの団体から来た経緯があるんですけど、それで最終的にあれかな、三鬼孝之委員に説

明ということになったんやけど、これはあれですか、今説明があったように、県下、やられておるところは、こういった団体からの提出だったんですか、それが違うんですか。それと、この団体をもう少し、任意団体のようですので、教えていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員 実施しておる市町につきましては、そのとおりでございます。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 この協会については、こういった歯医者さんとか保健とか、もっと具体的にどういう団体か……。

○南委員長 この協会、三重県保険医協会。

○三鬼（和）委員 任意団体ということで、詳細を教えてください。

○三鬼（孝）委員 そこまで把握しておりません。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 この請願って、以前にも何もなくてずーっとやってこられなかったんですかね。そこだけ。

○三鬼（孝）委員 初めてです。

○南委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 この請願については、一番最後で賛否を取りたいと思います。

それでは、この付託案件の採決を採る前に、事務局から議員間討議の次第書があります。

議員間討議の申出はありますか。議員間討議を提案される委員は挙手をお願いいたします。

（挙 手 な し）

○南委員長 ないですね。

ないようですので、議員間討議を終結いたします。

それでは、付託議案の採決を1本ずつ採りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第5号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員でございます。

議案第6号、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について、可決

すべきものとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

続きまして、議案第7号、尾鷲市行政財産の目的外使用に関わる使用料に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第8号、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

議案第9号、尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第10号、尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第12号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第13号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第14号、令和3年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、可決すべき

とする委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数であります。多数で可決をいたしました。

議案第15号、令和3年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第17号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について、可決とすべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第18号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第19号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数で可決されました。

議案第20号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい福祉……。すみません。

もとい、議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

最後に、議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。付託された全議案全て、当委員会では可決をされました。

最後に、先ほどの請願……。

(発言する者あり)

○南委員長 可決すべきものと決しました。失礼しました。

最後に、請願第1号、母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健診診査を実施するよう求める請願について、採決を採りたいと思います。

採決から採っていったらええやろうか。どうします。

(発言する者あり)

○南委員長 請願第1号、採択すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員でございます。全員で採択すべきものと、可決すべきものと決しました。

最後で、委員長報告なんですけれども、いろんなこの付託議案の中で、特に議論されたという点については、事務局のほうである程度を網羅しておりますので、正副委員長にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠委員 私たち、これ、最後なので、まだどうなるか分かりませんが、執行部をお願いしたいのは、基本的に私たち委員がこの委員会の席で質問したときに、資料を持っていないとかそういうのは、正直言って執行部としては、これ、まずいんですよね。というのは、委員会を止めなきゃいけないんです、本来であればね。

そういうことがあったときに、もう少し執行部のほうも、自分たちの業務ですから、しっかり委員会でも説明ができるような準備を、今後続けてほしいということをお願いしたいなと思うんですけど。

○南委員長 当然の形だと思っております。

以前と比べると、タブレット配信になってから、資料についてはできるだけ事前事前に配付されておると思っていますので、そういった意味で、資料のことについては、また、もし気づいたことがあったら、早めに正副委員長のほうか事務局のほうへ申入れをしていただいたら、用意はさせていただきます。

また、それと、尾鷲市の基本条例にあるこの政策形成過程の途中の経過というのが、最近、この執行部が物すごく先走りするというのか、勝手に走っていくようなことが見受けられますので、基本条例に基づいた言葉も委員長報告の中で十分注意していただくよう、申し添えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして行政常任委員会を……。

○高村委員 ちゃんと報告はきちんとするように言ったって。報告はきちんとするように。

○南委員長 当然のことです。厳しく指摘させていただきます。

○野田委員 一つだけ。それって、最近そういうプロセスとかというのをちょっと怠っておるということですか、報告の。

○南委員長 いや、前々から、やはりたまにあったんですけども、最近、ここ若干この報告が遅れるということは、ままた多くなってきました。そういったことです。

長時間にわたり、ありがとうございました。月曜日は予備日でございます。ありがとうございました。終わります。

(午後 4時26分 閉会)